

3.2 自然の概況

3.2.1 地 象

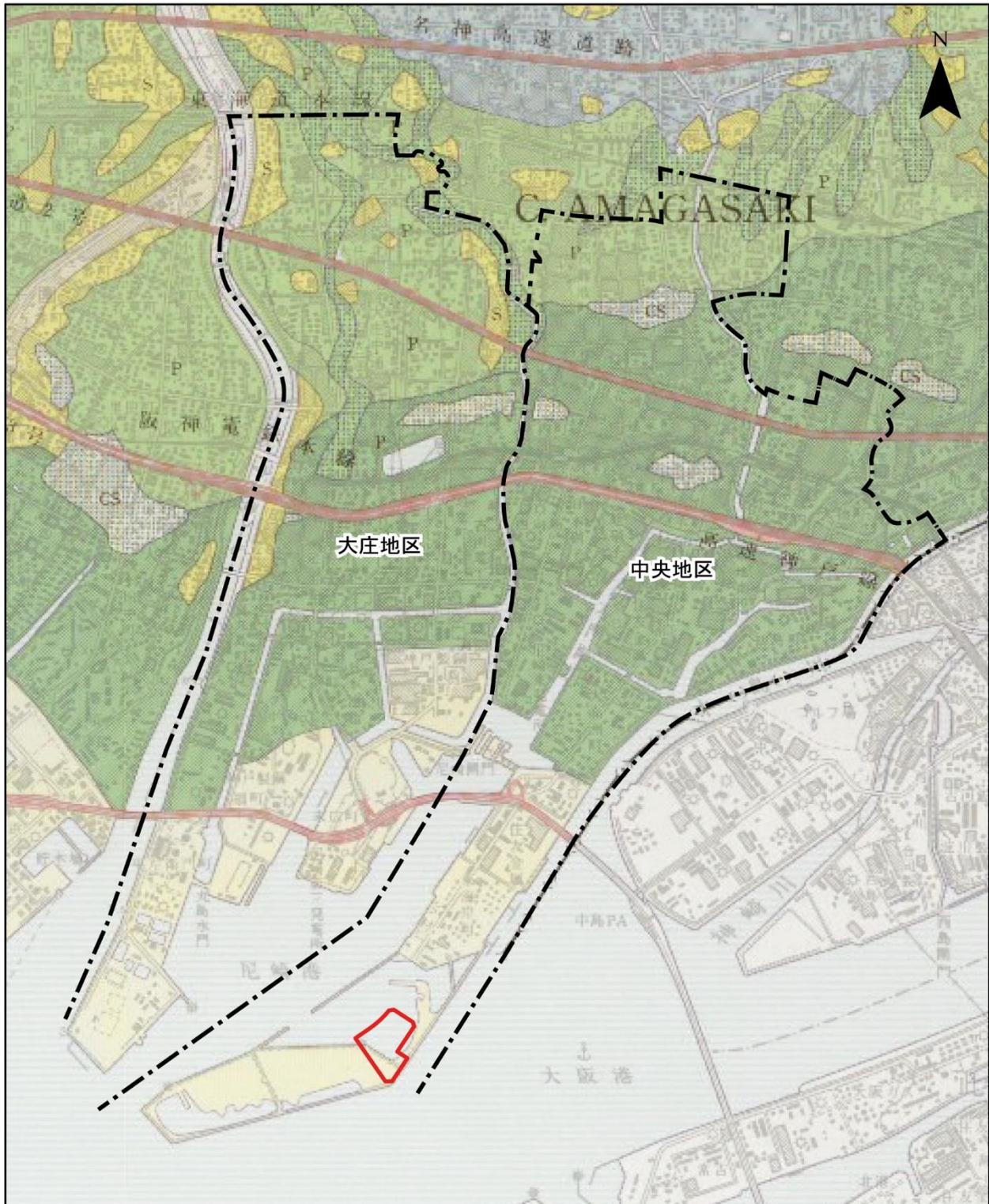
(1) 地形及び地質の概況

調査対象区域の地形分類は図 3.2.1 に、表層地質は図 3.2.2 に示すとおりである。

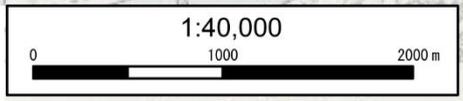
調査対象区域の地形は、沿岸低地と埋立地が大半を占めており、事業計画地及びその周辺が埋立地となっている。

調査対象区域の表層地質は、礫・砂・粘土（沖積層）が大半を占めており、事業計画地及びその周辺が埋立地となっている。

なお、「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所 Web サイト）によると、調査対象区域に活断層は分布していない。

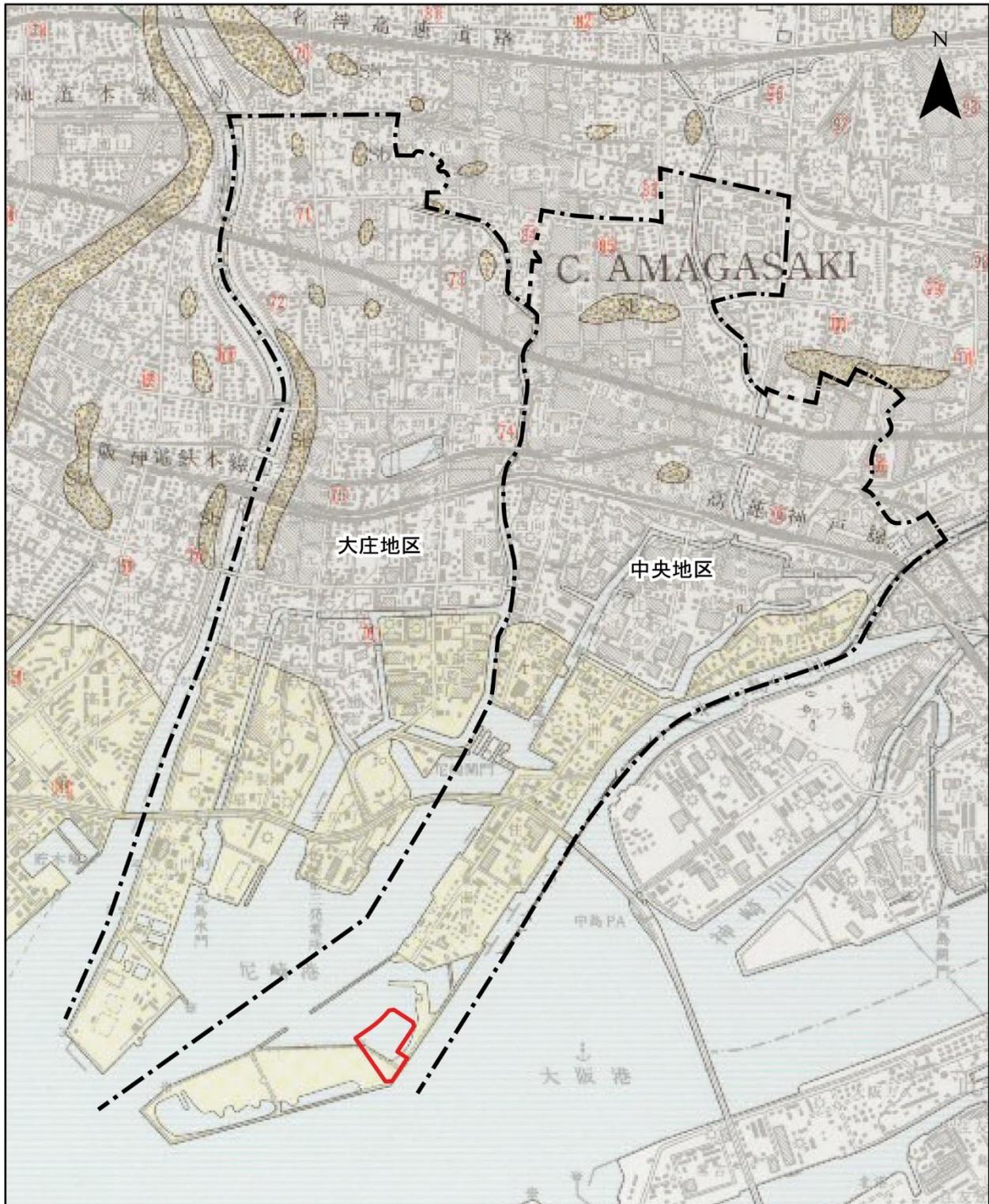


出典：「5万分の1 都道府県土地分類基本調査 地形分類図（大阪西北部）」（平成10年3月、兵庫県）

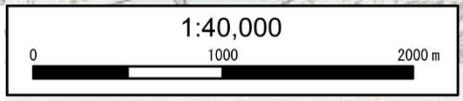


凡 例	事業計画地 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	【地形分類】 <段丘・扇状地・低地> 氾濫原(1) 氾濫原(2)・谷底平野 沿岸低地 自然堤防 沿岸砂州	<その他> 旧河道 埋立地

図 3.2.1 調査対象区域の地形分類



出典：「5万分の1 都道府県土地分類基本調査 表層地質図（大阪西北部）」（平成10年3月、兵庫県）



凡 例	事業計画地 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	【地形分類】 埋立地 礫および砂（砂州・砂礫・自然堤防） 礫・砂・粘土（沖積層） 柱状断面図位置

図 3.2.2 調査対象区域の表層地質

(2) 地盤の概況

調査対象区域の地盤沈下の概況は表 3.2.1、調査対象区域の地盤沈下測定地点は図 3.2.3 に示すとおりである。

「全国地盤環境情報ディレクトリ」（環境省 web サイト）によると、兵庫県南東部の尼崎市は、戦前から大阪市と一体となって著しい地盤沈下を経験してきた地域である。昭和 10 年頃から昭和 16 年頃までは、年間数 cm 以上の沈下が見られた。その後、終戦後の昭和 25 年頃までは他の地域と同様な戦災に伴う地盤沈下の停滞期であるが、復興とともに再び生じ始めた地盤沈下は昭和 30 年頃から一層激しくなり、年間沈下量も 20cm 程度に達した。しかし、昭和 32 年に尼崎市の一部が「工業用水法」（昭和 31 年法律第 46 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））の指定地域となって以来、工業用地下水の採取規制が進められ昭和 40 年頃から急激に沈下量が減少し、最近では海岸近くに年間 1cm 程度の沈下を示す地域が局部的に残る程度になっている。

調査対象区域の累積沈下量は、南部地区がもっとも大きく、約 220cm に達している。また近年、臨海部では 3 年間で 1 cm 程度の沈下が見られる地点がある。

地盤沈下対策としては、尼崎市全域が「工業用水法」（昭和 31 年法律第 46 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））の指定地域とされているほか、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））において、建築物用地下水を採取しようとする者に対する届出の義務、採取制限の勧告について定められている。

表 3.2.1 調査対象区域の地盤沈下の概況

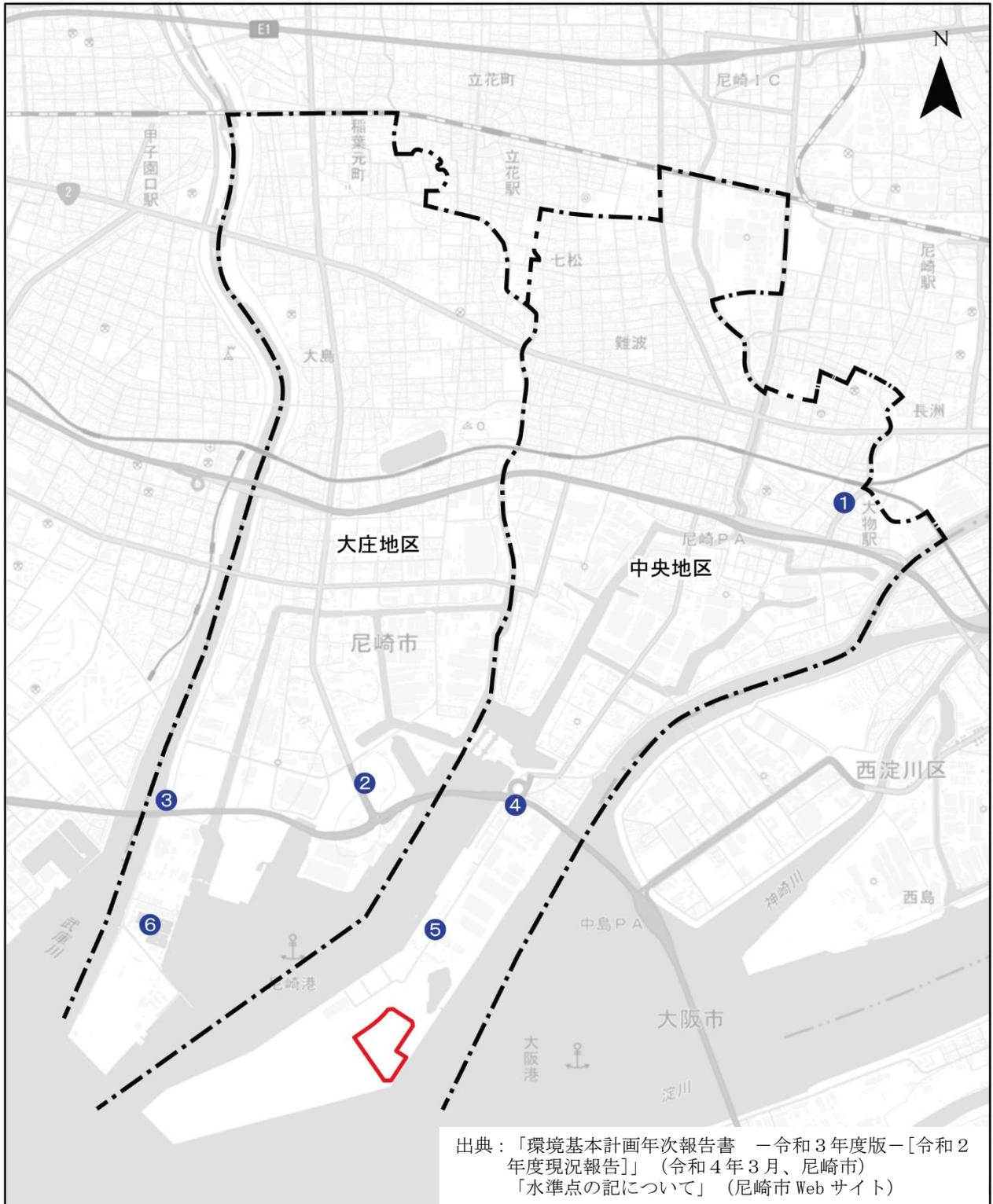
地 区	No.	測定地点	測定開始年度	累計沈下量 (cm)	標 高(m)				
					平成 19 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度
南 部	1	大物町 2 丁目	昭和 7 年度	219.97	1.8161	1.8164	1.8182	1.8149	1.8256
臨海部 (埋立地)	2	末広町 1 丁目	昭和 26 年度	142.22	6.2037	6.1908	6.1758	6.1565	6.1559
	3	平左衛門町	昭和 41 年度	83.46	5.5866	5.5750	5.3798	5.3613	5.3571
	4	東海岸町 28 番地先	昭和 49 年度	56.42	4.2524	4.2411	4.2308	4.2156	4.2144
	5	東海岸町 18 番地先	昭和 49 年度	126.36	3.5127	3.4901	3.4637	3.4387	3.4253
	6	平左衛門町 (武庫川浄化センター内)	昭和 53 年度	57.80	5.0542	5.0391	5.0195	4.9995	4.9963

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.2.3 に対応している。
2. 累計沈下量は、測定開始年度から直近測定年度までの累計量である。

出典：「環境基本計画年次報告書 ー令和 3 年度版ー[令和 2 年度現況報告]」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

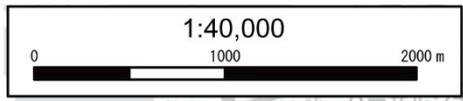
「水準点の記について」（尼崎市 Web サイト）

（水準点の記とは、地盤変動調査及び各種測量の基準とする目的で行われた 1 級水準測量の成果報告で、水準点の位置及び標高を収録したものである。）



出典：「環境基本計画年次報告書 ー令和3年度版ー[令和2年度現況報告]」（令和4年3月、尼崎市）
「水準点の記について」（尼崎市 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【地盤沈下】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 地盤沈下測定地点 (No. 1～6)

(注) 図中の数字は、表3.2.1に対応している。

図 3.2.3 調査対象区域の地盤沈下測定地点

3.2.2 水 象

(1) 河川に係る流況

調査対象区域の主要な河川は表 3.2.2 に、主要な河川等の位置は図 3.2.4 に示すとおりである。

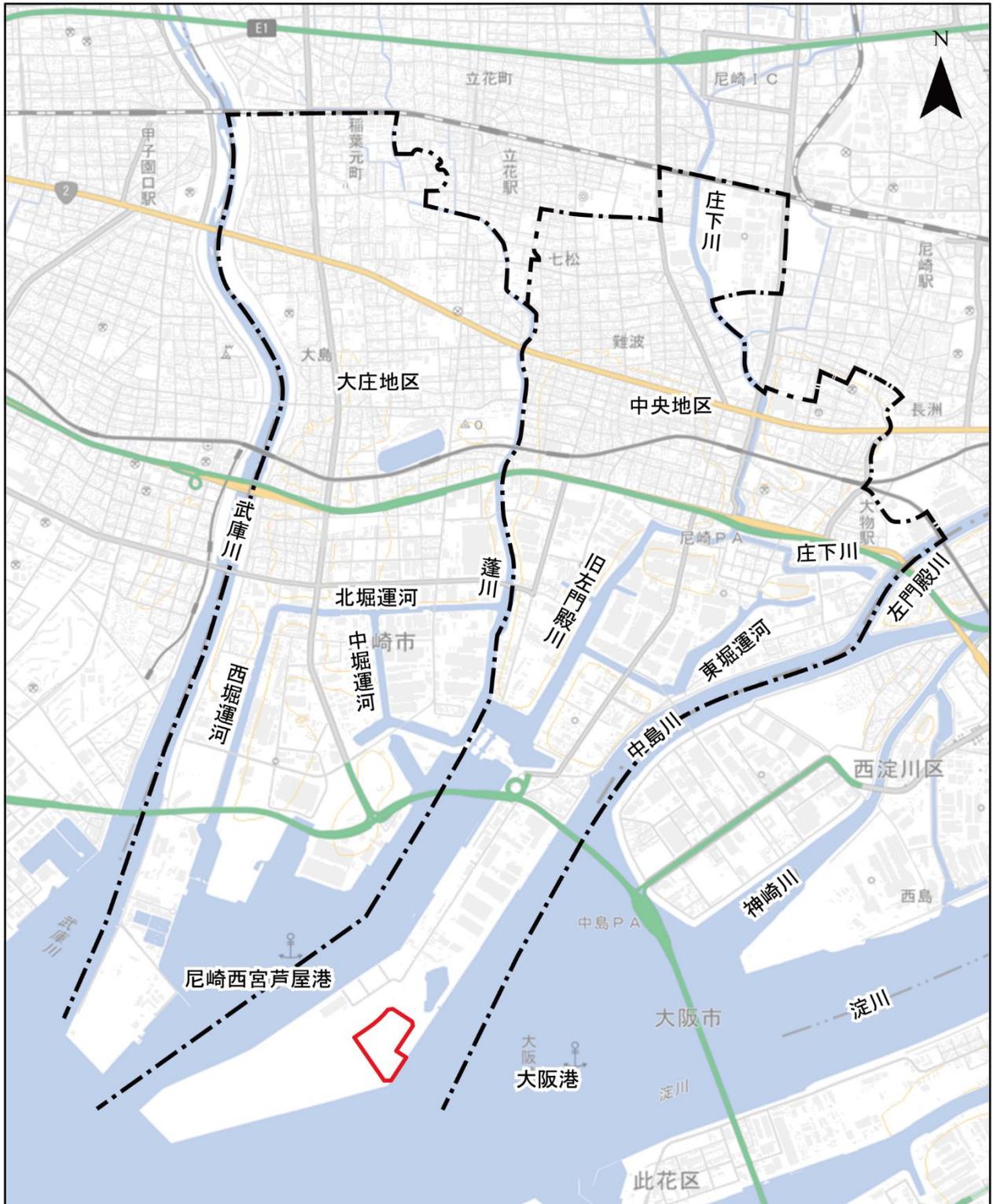
調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）、蓬川水系の河川（蓬川）、武庫川水域の河川（武庫川）が流れている。

表 3.2.2 調査対象区域の主要な河川

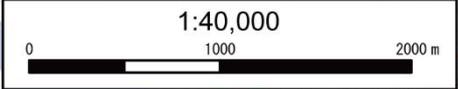
区分	水系名	河川名	市域内延長 (m)	河川延長 (km)
1 級河川	淀 川	左門殿川	2,250	2.3
		中島川	2,980	3.0
		庄下川	7,792	7.8
		旧左門殿川	2,280	2.3
2 級河川	蓬 川	蓬 川	2,416	2.8
	武庫川	武庫川	9,884	65.7

(注) 市域内延長は、令和 3 年 3 月 31 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）
「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年 3 月、兵庫県）
「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年 10 月、兵庫県）
「武庫川水系河川整備基本方針」（平成 21 年 3 月、兵庫県）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)
	 河川、池沼、海域

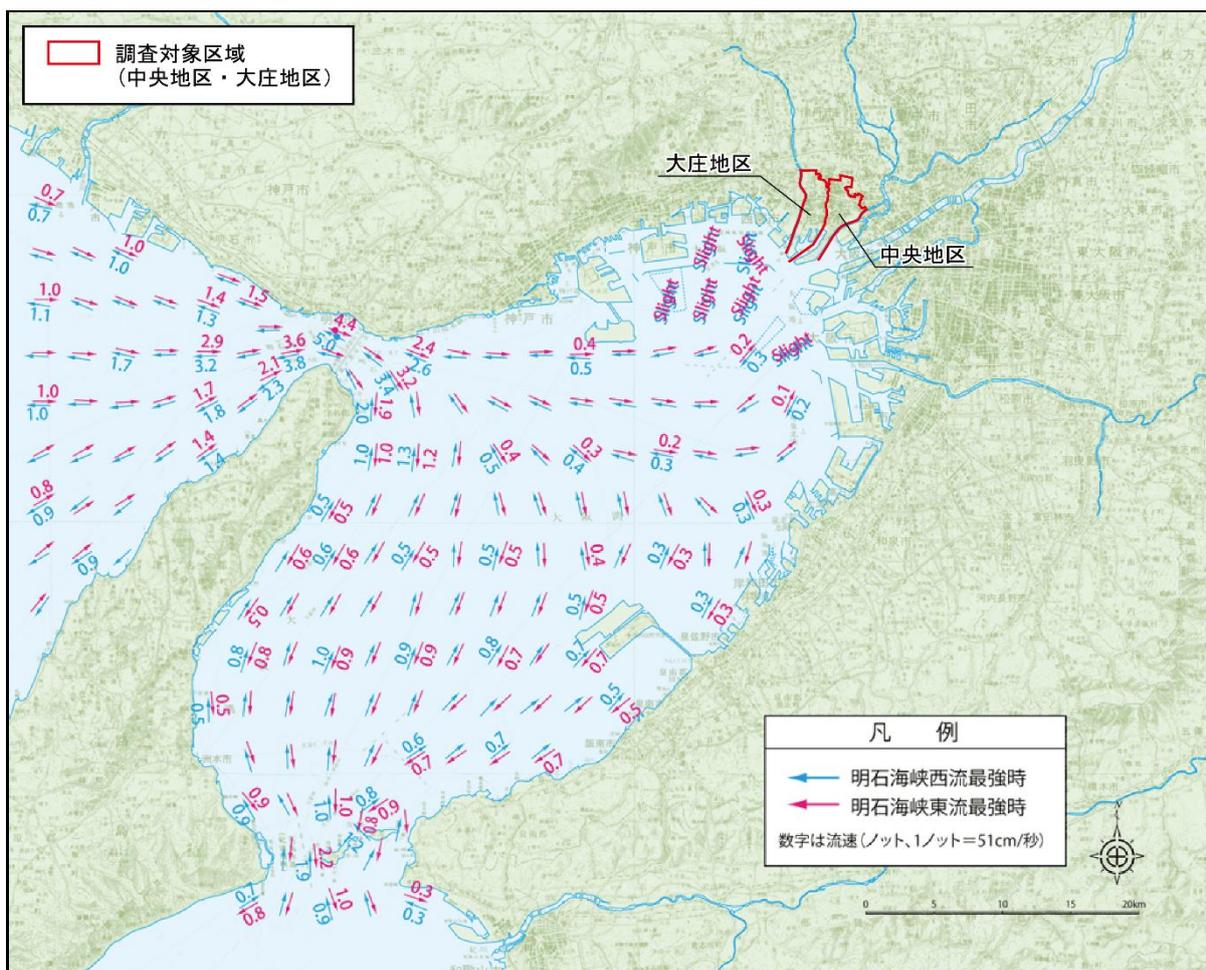
図 3.2.4 調査対象区域の主要な河川等の位置

(2) 沿岸の状況

(a) 潮流

調査対象区域が面する大阪湾における潮流の概況（平成 17 年）は、図 3.2.5 に示すとおりである。

大阪湾では、上げ潮時には紀淡海峡から紀伊水道の海水が流入し、湾内に流入した海水は主として湾西部の水深 30m 以深の海域を北上し、明石海峡を通過して播磨灘に流出する。一方、下げ潮時には上げ潮時とほぼ逆の向きの流れとなって、大阪湾の海水は紀伊水道に流出している。流速は、明石海峡で最も速く、上げ潮・下げ潮とも最大で 4 ノット（毎秒約 2 m）以上となる。



(注) 0.1 ノット未満の潮流は、Slight と表示した。S から t の向きへの流れを示している。

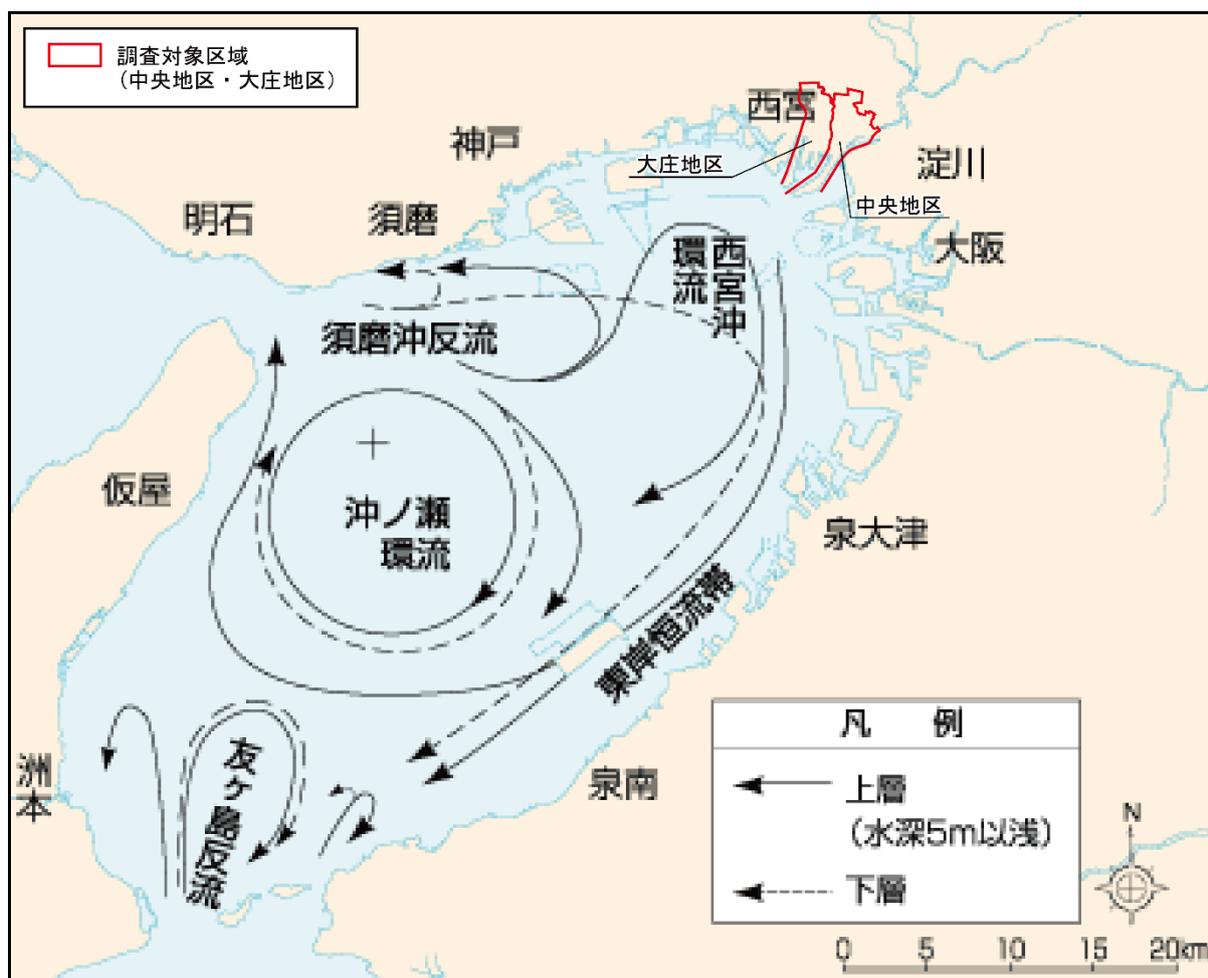
出典：「大阪湾環境データベース 大阪湾の潮流」（国土交通省近畿地方整備局 Web サイト）

図 3.2.5 大阪湾における潮流の概況

(b) 恒流

調査対象区域が面する大阪湾における恒流の概況は、図 3.2.6 に示すとおりである。

調査対象区域が面する大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流^注であり、上層～下層までほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。



出典：「大阪湾環境データベース 大阪湾の恒流」（国土交通省近畿地方整備局 Web サイト）

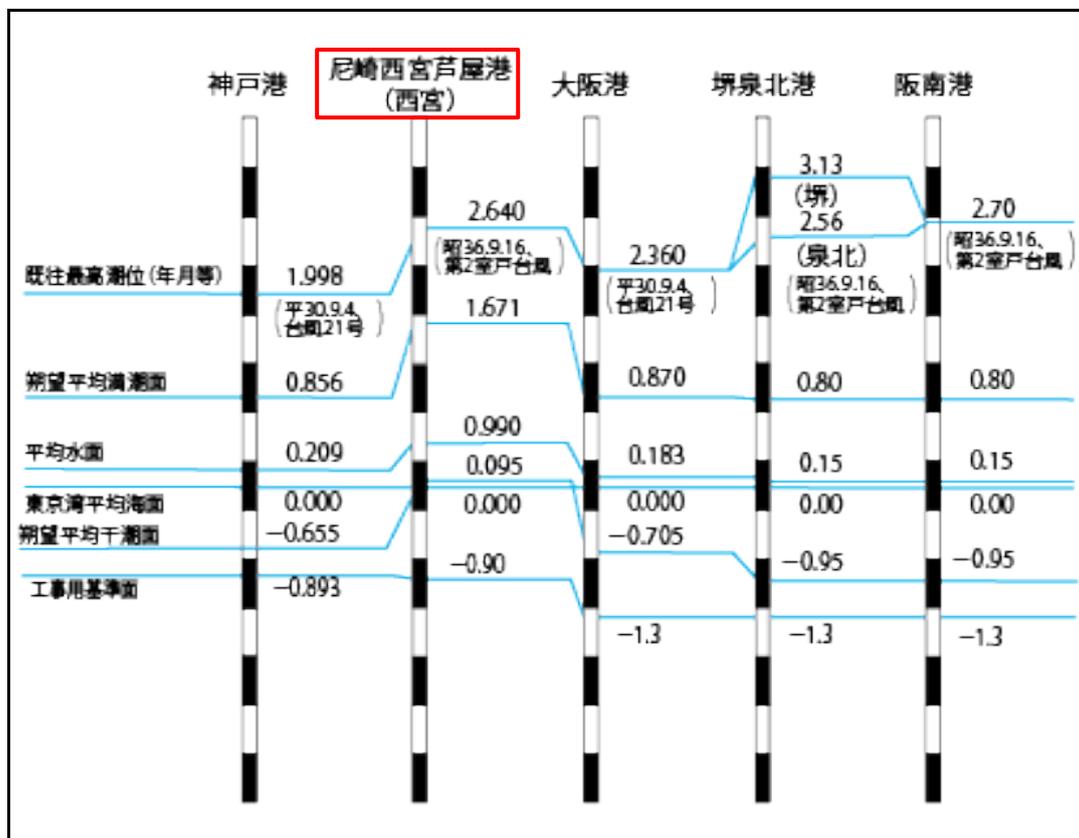
図 3.2.6 大阪湾における恒流の概況

(注) 潮汐残差流：海水流動はいろいろな成分流に分けて考えることができるが、周期性のある成分（潮流）を取り除いた流れのこと。恒流、平均流と呼ばれるものと同義語である。

(c) 潮位

調査対象区域が面する尼崎西宮芦屋港の潮位の概況（平成 30 年）は、図 3.2.7 に示すとおりである。

尼崎西宮芦屋港（西宮）の平均水面は、東京湾平均海面を基準(0.000m)とした場合 0.990mであり、朔望平均満潮面と朔望平均干潮面の差は 1.576mとなっている。



- (注) 1. 東京湾平均海面上の値 (m) を示す。
 2. 既往最高・最低潮位とは、観測史上最高・最低の潮位をいう。
 3. 朔望平均満潮面、朔望平均干潮面とは、朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に観測された、各月の最高満潮面、最低干潮面を1年以上にわたって平均した高さの海面をいう。
 4. 上記の数値は変動するため、使用に当たっては気象庁又は港湾管理者に最新情報の確認が必要となる。

出典：「大阪湾環境データベース 潮位関係図」（国土交通省近畿地方整備局 Web サイト）

図 3.2.7 尼崎西宮芦屋港の潮位の概況

3.2.3 気象

調査対象区域に最も近い気象観測所は、事業計画地の東約12kmに位置する大阪管区気象台（大阪府中央区）である。大阪管区気象台における気象概況は表3.2.3に、風配図は図3.2.8に、位置は図3.2.9にそれぞれ示すとおりである。

尼崎市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候区に属し、都市気候の特徴を併せ持っている。大阪管区気象台の平年値は、降水量が1,338.3mm、気温が17.1℃、平均風速が2.4m/s、最多風向が北北東となっている。令和3年の年平均気温は17.5℃、平均風速は2.4m/s、最多風向は北であり、年間降水量は2,014.5mmと平年値より多く、2月、6月、10月以外は平年値を上回る降水量が観測されている。

表 3.2.3 大阪管区気象台における気象概況

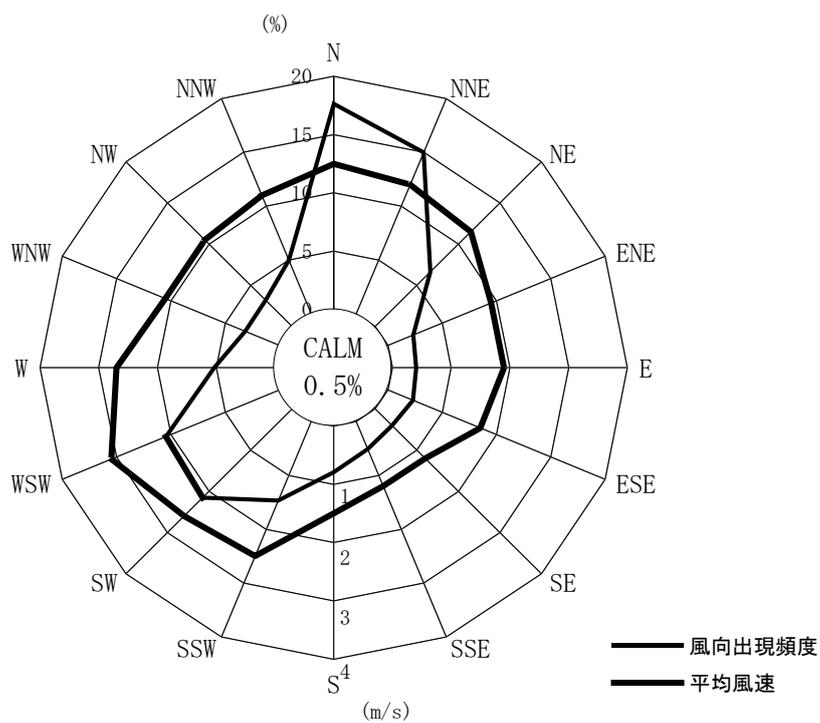
月	令和3年									平年値 ¹⁾			
	降水量(mm)			気温(℃)			風速(m/s)			降水量合計(mm)	気温(℃)	平均風速(m/s)	最多風向
	降水量合計	日降水量の最大	1時間降水量の最大	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	最多風向				
1	64.5	26.5	6.0	6.2	19.0	-1.5	2.5	7.8	西南西	47.0	6.2	2.4	西
2	45.0	24.0	8.5	8.7	20.5	-0.4	2.5	8.2	北	60.5	6.6	2.4	北北東
3	145.5	48.0	14.0	12.2	22.3	3.9	2.5	8.4	北	103.1	9.9	2.5	北北東
4	224.0	105.0	13.0	15.5	26.7	5.5	2.6	8.0	北	101.9	15.2	2.6	北北東
5	340.0	101.0	40.0	20.0	28.7	10.5	2.4	10.8	南西	136.5	20.1	2.3	北北東
6	172.0	46.0	34.0	23.9	32.2	17.0	2.0	6.9	北北東	185.1	23.6	2.5	北北東
7	268.5	64.0	49.5	27.9	35.7	20.9	2.2	8.3	南西	174.4	27.7	2.4	西南西
8	314.5	65.0	27.5	28.1	38.9	21.5	2.4	10.5	南西	113.0	29.0	2.7	西南西
9	192.0	49.5	29.0	24.8	32.3	19.4	2.3	6.2	北北東	152.8	25.2	2.6	北北東
10	68.5	35.5	17.0	20.3	31.4	9.7	2.2	7.5	北)	136.0	19.5	2.5	北北東
11	98.5	33.5	16.5	14.1	24.0	4.6	2.2	7.1	北	72.5	13.8	2.0	北北東
12	81.5	32.0	16.0	8.8	17.3	0.7	2.4	8.2	西	55.5	8.7	2.0	西
年間	2,014.5	105.0	49.5	17.5	38.9	-1.5	2.4	10.8	北)	1,338.3	17.1	2.4	北北東

(注) 1. 降水量、気温、平均風速、最多風向の平年値は、平成3年～令和2年の30年間の観測値をもとに算出している。

2.)は、準正常値であることを示す。(統計を行う対象資料が許容範囲(全観測回数の20%以下)で欠けていることを示す。)

出典: 「過去の気象データ検索」(気象庁Webサイト)

「気象観測統計の解説」(平成17年1月1日制定(令和3年4月1日改正)、気象庁)

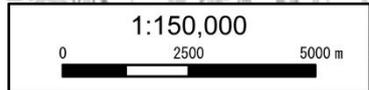


(注) 風配図の円内の数字は「静穏(Calm)」を表し、風速 0.2m/s 以下の割合を示す。
 出典：「過去の気象データ検索」(気象庁)より作成

図 3.2.8 大阪管区气象台における風配図(令和3年)



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）



- | | | |
|--------|---|---|
| 凡
例 |  事業計画地 | 【気象】 |
| |  調査対象区域
(中央地区・大庄地区) |  気象観測所 |

図 3.2.9 大阪管区気象台の位置

3.3 環境の概況

3.3.1 大気質

調査対象区域では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）2地点、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）9地点において大気質の測定が行われている。自排局には、地方公共団体設置局2地点、環境省設置測定所1地点、国土交通省設置測定所4地点、阪神高速道路株式会社設置測定所2地点が含まれる。それぞれの測定概要は表3.3.1に、測定局の位置は図3.3.1にそれぞれ示すとおりである。

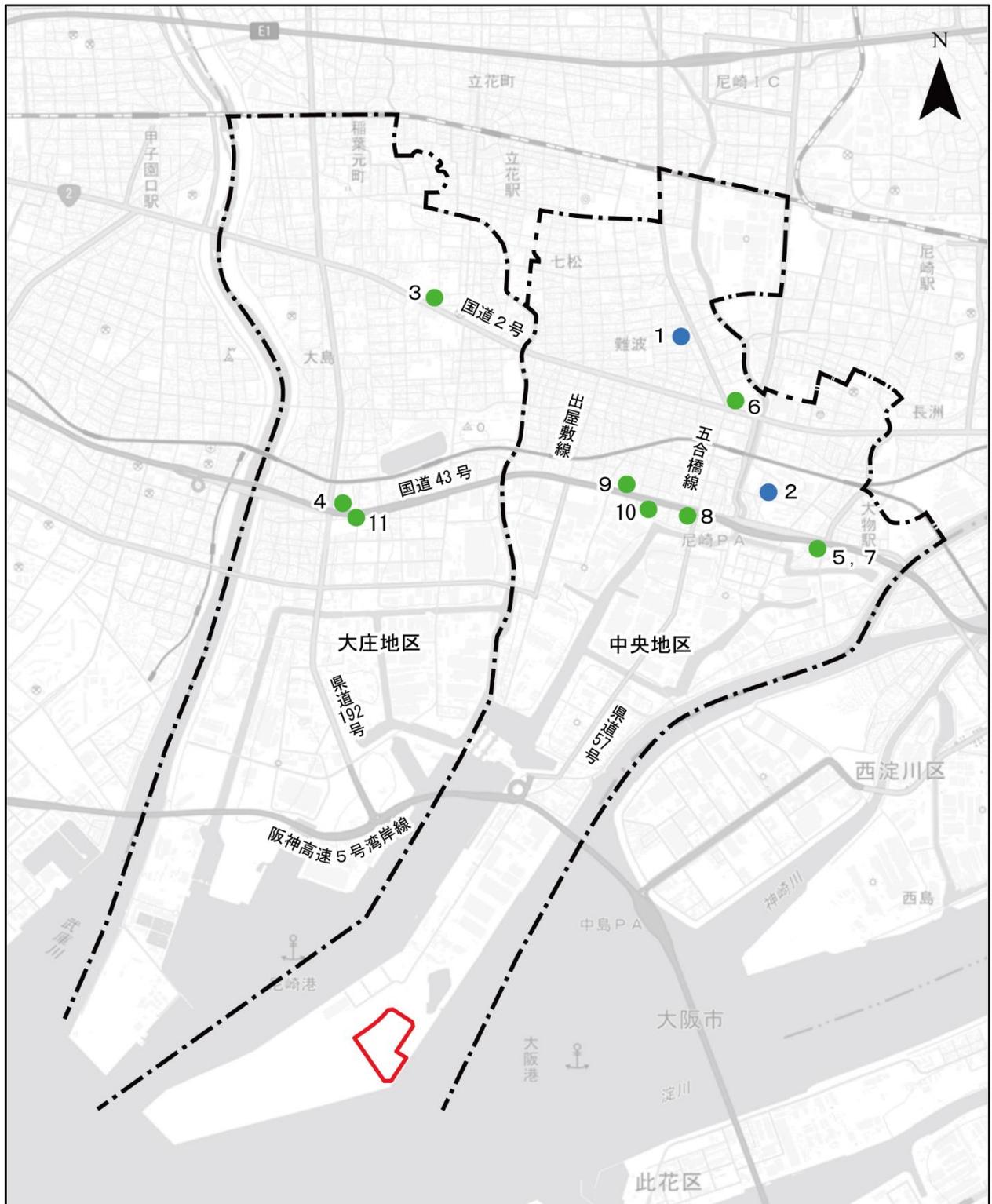
なお、測定項目のうち、炭化水素は環境基準がないため、ここでは整理していない。

表 3.3.1 調査対象区域の大気質の測定概要

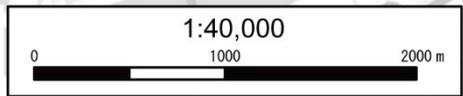
区分	No.	測定地点	所在地	測定項目											
				二酸化硫黄	窒素酸化物		一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素		微小粒子状物質	ダイオキシン類	有害大気汚染物質	
					二酸化窒素	一酸化窒素				非メタン	メタン				
SO ₂	NO ₂	NO	CO	Ox	SPM	NMHC	CH ₄	PM _{2.5}							
一般局	1	国設尼崎	尼崎市東難波町4丁目9-12 (中部測定所)	○	○	○	○	○	○	○	○ ²⁾	○ ²⁾	○		
	2	琴ノ浦高校	尼崎市北城内47-1 (南部測定所)	○	○	○		○	○					○	○
自排局		3	浜田	尼崎市大庄北5丁目2-1 地先(国道2号)		○	○								
		4	武庫川	尼崎市武庫川町1丁目25 (国道43号)		○	○	○		○	○ ²⁾	○ ²⁾	○		○ ⁴⁾
		5	国設 尼崎自排	尼崎市東本町4-47地先 (国道43号)				○			○ ²⁾	○ ²⁾	○		
	国 交 省	6	十間 交差点局	尼崎市東難波町5丁目 (国道2号)		○	○			○					
		7	東本町 交差点局	尼崎市東本町4丁目 (国道43号)		○	○			○					
		8	五合橋局	尼崎市西本町3丁目 (国道43号)		○	○			○					
		9	西本町局	尼崎市西本町5丁目 (国道43号)		○	○			○					
	阪 神 高 速	10	西本町	尼崎市西本町3丁目46 (阪神高速道路神戸線)		○	○			○ ⁵⁾					○ ⁴⁾
		11	元浜公園	尼崎市元浜町1-1 (阪神高速道路神戸線)		○	○								

- (注) 1. 表中のNo.は、図3.3.1に対応している。
 2. 網掛けの項目（非メタン及びメタン）は測定が実施されているが、炭化水素は環境基準がないため、整理していないことを示す。
 3. 区分の略称は以下に示すとおりである。
 一般局：一般環境大気測定局
 自排局：自動車排出ガス測定局
 国交省：国土交通省が設置し管理している測定所
 阪神高速：阪神高速道路株式会社が設置し尼崎市が管理している測定所
 4. 平成28、29年度の有害大気汚染物質モニタリング調査は、自排局の武庫川測定局に隣接した西小学校建替え工事のため、測定地点を自排局（阪神高速）の西本町測定局に変更して実施している。
 5. 阪神高速道路株式会社が設置している自排局の西本町測定局においては浮遊粒子状物質の測定が実施されているが、出典に測定結果が記載されていないため、整理していない。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」
 （平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月、令和4年3月、尼崎市経済環境局）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)



凡例	 事業計画地	【大気質】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 一般大気環境測定局
		● 自動車排出ガス測定局
		(注) 図中の数字は、表3.3.1～3.3.10に対応している。

図 3.3.1 調査対象区域の大気質測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

調査対象区域の二酸化硫黄測定結果は、表 3.3.2 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.2 調査対象区域の二酸化硫黄測定結果

No.	測定地点	年 度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
1	国設尼崎	平成28年度	361	8,585	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	○	0
		平成29年度	209	4,996	0.002	0	0.0	0	0.0	0.020	0.005	○	0
		平成30年度	361	8,606	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0
		令和元年度	364	8,667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.004	○	0
		令和2年度	363	8,640	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
2	琴ノ浦高校	平成28年度	363	8,646	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	○	0
		平成29年度	363	8,633	0.002	0	0.0	0	0.0	0.017	0.005	○	0
		平成30年度	356	8,495	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0
		令和元年度	364	8,661	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0
		令和2年度	363	8,643	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 3. 長期的評価における環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均値の高いほうから、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

出典：「尼崎市環境監視センター報(平成28～令和2年度)」
 (平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局)

(2) 窒素酸化物

調査対象区域の二酸化窒素測定結果は表 3.3.3 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

窒素酸化物測定結果は、表 3.3.4 に示すとおりである。

表 3.3.3(1) 調査対象区域の二酸化窒素測定結果

No.	測定地点	年度	有効測定日	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数				
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)		
1	国設尼崎	平成28年度	361	8,624	0.015	0.091	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.033	0
		平成29年度	360	8,598	0.017	0.080	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.039	0
		平成30年度	359	8,564	0.014	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.034	0
		令和元年度	361	8,623	0.014	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0
		令和2年度	363	8,640	0.014	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0
2	琴ノ浦高校	平成28年度	348	8,301	0.017	0.097	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.033	0
		平成29年度	361	8,597	0.018	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0
		平成30年度	332	7,919	0.016	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		令和元年度	347	8,263	0.015	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0
		令和2年度	363	8,618	0.015	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.038	0
3	浜田	平成28年度	361	8,566	0.015	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0
		平成29年度	361	8,550	0.017	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		平成30年度	325	7,772	0.016	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.034	0
		令和元年度	301	7,165	0.014	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0
		令和2年度	268	6,392	0.015	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0.035	0
4	武庫川	平成28年度	337	8,029	0.026	0.105	0	0.0	3	0.0	0	0.0	39	11.6	0.050	0
		平成29年度	363	8,586	0.030	0.129	0	0.0	13	0.2	3	0.8	92	25.3	0.058	0
		平成30年度	362	8,562	0.026	0.107	0	0.0	5	0.1	0	0.0	61	16.9	0.051	0
		令和元年度	361	8,582	0.025	0.115	0	0.0	7	0.1	2	0.6	46	12.7	0.052	0
		令和2年度	363	8,579	0.025	0.105	0	0.0	4	0.0	1	0.3	46	12.7	0.051	0
6	十間交差点局	平成28年度	360	8,512	0.024	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	2.5	0.040	0
		平成29年度	362	8,546	0.024	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	5.2	0.043	0
		平成30年度	360	8,529	0.022	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0
		令和元年度	356	8,456	0.021	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0
		令和2年度	362	8,565	0.020	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1.9	0.039	0
7	東本町交差点局	平成28年度	362	8,562	0.032	0.105	0	0.0	1	0.0	0	0.0	93	25.7	0.051	0
		平成29年度	362	8,556	0.031	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	84	23.2	0.051	0
		平成30年度	360	8,544	0.030	0.102	0	0.0	1	0.0	0	0.0	73	20.3	0.052	0
		令和元年度	363	8,579	0.028	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	50	13.8	0.049	0
		令和2年度	362	8,564	0.025	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	28	7.7	0.048	0

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 「—」は出典に記載がないことを示す。
 3. 環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均を低い方から数えて98%目に該当する値(98%値)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」
 （平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.3(2) 調査対象区域の二酸化窒素測定結果

No.	測定地点	年 度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
8	五合橋局	平成28年度	362	8,567	0.028	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	38	10.5	0.045	0
		平成29年度	362	8,560	0.027	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	45	12.4	0.047	0
		平成30年度	360	8,544	0.026	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	7.5	0.047	0
		令和元年度	363	8,587	0.025	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	6.3	0.044	0
		令和2年度	362	8,564	0.023	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.0	0.042	0
9	西本町局	平成28年度	362	8,560	0.021	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
		平成29年度	362	8,551	0.023	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	6.4	0.045	0
		平成30年度	359	8,532	0.019	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.038	0
		令和元年度	363	8,586	0.019	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
		令和2年度	360	8,531	0.019	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.038	0
10	西本町	平成28年度	363	8,618	0.025	0.097	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	6.9	0.045	0
		平成29年度	363	8,612	0.025	0.100	0	0.0	1	0.0	0	0.0	39	10.7	0.047	0
		平成30年度	362	8,602	0.022	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	4.4	0.044	0
		令和元年度	364	8,637	0.020	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	3.6	0.045	0
		令和2年度	350	8,326	0.020	0.085	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.1	0.041	0
11	元浜公園	平成28年度	363	8,621	0.028	0.124	0	0.0	1	0.0	0	0.0	20	5.5	0.043	0
		平成29年度	363	8,609	0.027	0.083	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	6.9	0.045	0
		平成30年度	359	8,576	0.025	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0
		令和元年度	340	8,145	0.022	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		令和2年度	363	8,623	0.023	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.0	0.042	0

- (注) 1. 表中のNo.は、図3.3.1に対応している。
 2. 「—」は出典に記載がないことを示す。
 3. 環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均を低い方から数えて98%目に該当する値(98%値)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」
 （平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.4(1) 調査対象区域の窒素酸化物測定結果

No.	測定地点	年 度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物(NO+NO ₂)			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)
1	国設尼崎	平成28年度	361	8,624	0.004	0.134	0.020	0.019	0.199	0.058	79.9
		平成29年度	360	8,598	0.004	0.110	0.023	0.021	0.180	0.057	80.1
		平成30年度	359	8,564	0.004	0.086	0.016	0.018	0.130	0.048	80.3
		令和元年度	361	8,623	0.004	0.098	0.017	0.018	0.171	0.047	79.6
		令和2年度	363	8,640	0.003	0.101	0.016	0.017	0.151	0.049	80.8
2	琴ノ浦高校	平成28年度	348	8,301	0.005	0.127	0.021	0.021	0.182	0.058	78.0
		平成29年度	361	8,597	0.005	0.128	0.023	0.023	0.190	0.059	79.3
		平成30年度	332	7,919	0.004	0.091	0.019	0.020	0.150	0.051	79.3
		令和元年度	347	8,263	0.004	0.114	0.015	0.019	0.178	0.047	78.7
		令和2年度	363	8,618	0.004	0.127	0.019	0.019	0.205	0.054	81.1
3	浜田	平成28年度	361	8,566	0.007	0.195	0.027	0.022	0.236	0.055	67.1
		平成29年度	361	8,550	0.008	0.264	0.026	0.025	0.333	0.058	68.1
		平成30年度	325	7,772	0.007	0.152	0.020	0.022	0.219	0.051	69.9
		令和元年度	301	7,165	0.006	0.139	0.023	0.021	0.187	0.051	70.0
		令和2年度	268	6,392	0.006	0.123	0.022	0.021	0.173	0.055	72.1
4	武庫川	平成28年度	337	8,029	0.017	0.191	0.052	0.043	0.290	0.098	60.0
		平成29年度	363	8,586	0.021	0.255	0.055	0.051	0.336	0.104	59.0
		平成30年度	362	8,562	0.016	0.198	0.046	0.041	0.283	0.097	62.3
		令和元年度	361	8,582	0.015	0.232	0.049	0.040	0.317	0.090	62.4
		令和2年度	363	8,579	0.015	0.191	0.044	0.039	0.279	0.088	62.9
6	十間交差点局	平成28年度	360	8,512	0.020	0.220	0.056	0.043	0.271	0.092	54.6
		平成29年度	362	8,546	0.017	0.218	0.059	0.041	0.267	0.096	58.5
		平成30年度	360	8,529	0.016	0.215	0.047	0.038	0.264	0.084	57.9
		令和元年度	356	8,456	0.014	0.172	0.050	0.035	0.232	0.088	58.9
		令和2年度	362	8,565	0.012	0.194	0.044	0.032	0.237	0.078	61.6
7	東本町交差点局	平成28年度	362	8,562	0.061	0.475	0.133	0.094	0.529	0.180	34.6
		平成29年度	362	8,556	0.052	0.390	0.137	0.083	0.473	0.184	37.5
		平成30年度	360	8,544	0.052	0.475	0.121	0.082	0.531	0.168	37.0
		令和元年度	363	8,579	0.046	0.358	0.116	0.074	0.428	0.164	38.2
		令和2年度	362	8,564	0.036	0.297	0.094	0.062	0.369	0.140	41.1
8	五合橋局	平成28年度	362	8,567	0.025	0.302	0.072	0.054	0.377	0.114	52.6
		平成29年度	362	8,560	0.023	0.246	0.070	0.050	0.311	0.114	54.5
		平成30年度	360	8,544	0.021	0.218	0.060	0.047	0.279	0.105	55.2
		令和元年度	363	8,587	0.019	0.206	0.073	0.044	0.271	0.114	55.8
		令和2年度	362	8,564	0.016	0.208	0.053	0.038	0.268	0.093	59.3
9	西本町局	平成28年度	362	8,560	0.012	0.165	0.042	0.032	0.225	0.078	64.1
		平成29年度	362	8,551	0.013	0.174	0.045	0.036	0.245	0.086	62.9
		平成30年度	359	8,532	0.010	0.152	0.034	0.030	0.221	0.069	64.6
		令和元年度	363	8,586	0.012	0.162	0.039	0.031	0.237	0.070	61.8
		令和2年度	360	8,531	0.011	0.192	0.036	0.030	0.265	0.070	62.0

(注) 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」
 （平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.4(2) 調査対象区域の窒素酸化物測定結果

No.	測定地点	年 度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物(NO+NO ₂)			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)
10	西本町	平成28年度	363	8,618	0.016	0.293	0.051	0.041	0.390	0.094	60.7
		平成29年度	363	8,612	0.015	0.226	0.053	0.040	0.291	0.096	62.7
		平成30年度	362	8,602	0.013	0.182	0.042	0.035	0.252	0.087	62.4
		令和元年度	364	8,637	0.012	0.176	0.047	0.033	0.248	0.086	62.0
		令和2年度	350	8,326	0.010	0.195	0.034	0.030	0.264	0.077	66.3
11	元浜公園	平成28年度	363	8,621	0.021	0.243	0.055	0.049	0.312	0.094	56.8
		平成29年度	363	8,609	0.022	0.184	0.074	0.049	0.240	0.114	55.0
		平成30年度	359	8,576	0.020	0.153	0.060	0.045	0.186	0.090	54.8
		令和元年度	340	8,145	0.020	0.177	0.064	0.041	0.207	0.091	52.4
		令和2年度	363	8,623	0.011	0.135	0.038	0.034	0.199	0.075	67.3

(注) 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」

（平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(3) 一酸化炭素

調査対象区域の一酸化炭素測定結果は、表 3.3.5 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.5 調査対象区域の一酸化炭素測定結果

No.	測定地点	年 度	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有×,無○	(日)
1	国設尼崎	平成28年度	362	8,650	0.3	0	0.0	0	0.0	2.2	0.5	○	0
		平成29年度	363	8,649	0.3	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5	○	0
		平成30年度	361	8,614	0.3	0	0.0	0	0.0	1.5	0.5	○	0
		令和元年度	364	8,668	0.3	0	0.0	0	0.0	1.7	0.5	○	0
		令和2年度	363	8,650	0.3	0	0.0	0	0.0	2.1	0.5	○	0
4	武庫川	平成28年度	363	8,654	0.3	0	0.0	0	0.0	1.8	0.6	○	0
		平成29年度	363	8,643	0.3	0	0.0	0	0.0	1.5	0.6	○	0
		平成30年度	275	6,657	0.3	0	0.0	0	0.0	1.9	0.6	○	0
		令和元年度	332	7,960	0.3	0	0.0	0	0.0	3.4	0.5	○	0
		令和2年度	363	8,638	0.3	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5	○	0
5	国設尼崎自排	平成28年度	363	8,652	0.6	0	0.0	0	0.0	2.6	0.9	○	0
		平成29年度	363	8,635	0.6	0	0.0	0	0.0	2.2	0.9	○	0
		平成30年度	294	7,021	0.4	0	0.0	0	0.0	1.8	0.8	○	0
		令和元年度	268	6,394	0.4	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8	○	0
		令和2年度	363	8,647	0.4	0	0.0	0	0.0	2.4	0.7	○	0

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
 3. 長期的評価における環境基準の達成：1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」
 （平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(4) 光化学オキシダント

調査対象区域の光化学オキシダント測定結果は、表 3.3.6 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成していない。また、昼間の 1 時間値の年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.6 調査対象区域の光化学オキシダント測定結果

No.	測定地点	年 度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の 1 時間値の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高 1 時間値の年平均値 (ppm)		
						(日)	時間数とその割合 (時間) (%)	日数とその割合 (日) (%)	(時間)				
												(時間)	(%)
1	国設尼崎	平成28年度	365	5,408	0.033	75	363	6.7	0	0.0	0	0.106	0.048
		平成29年度	365	5,419	0.034	87	398	7.3	0	0.0	0	0.111	0.049
		平成30年度	364	5,392	0.031	53	252	4.7	0	0.0	0	0.111	0.045
		令和元年度	366	5,437	0.032	77	325	6.0	1	0.3	2	0.125	0.048
		令和2年度	365	5,424	0.031	54	208	3.8	0	0.0	0	0.106	0.044
2	琴ノ浦高校	平成28年度	214	3,189	0.038	83	400	12.5	0	0.0	0	0.114	0.057
		平成29年度	203	3,025	0.038	71	316	10.4	0	0.0	0	0.104	0.054
		平成30年度	194	2,859	0.034	53	277	9.7	0	0.0	0	0.107	0.050
		令和元年度	214	3,188	0.036	69	300	9.4	1	0.5	1	0.123	0.054
		令和2年度	214	3,189	0.035	55	215	6.7	0	0.0	0	0.115	0.050

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 光化学オキシダントの監視機関は毎年 4 月 20 日（土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日）から 10 月 19 日（七曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日）まで、昼間は 5 時から 20 時までの時間帯をいう。
 3. 「—」は出典に記載がないことを示す。
 4. 環境基準の達成：昼間（5～20 時）の時間帯において、1 時間値が全て 0.06ppm 以下であること。
 5. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」
 （平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(5) 浮遊粒子状物質

調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果は、表 3.3.7 に示すとおりであり、五合橋局において環境基準値を超過している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.7 調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果

No.	測定地点	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有×,無○	(日)
1	国設尼崎	平成28年度	361	8,691	0.015	0	0.0	0	0.0	0.061	0.033	○	0
		平成29年度	363	8,690	0.017	0	0.0	0	0.0	0.085	0.038	○	0
		平成30年度	351	8,413	0.017	0	0.0	0	0.0	0.106	0.034	○	0
		令和元年度	364	8,714	0.016	0	0.0	0	0.0	0.097	0.037	○	0
		令和2年度	309	7,439	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.031	○	0
2	琴ノ浦高校	平成28年度	358	8,622	0.021	0	0.0	0	0.0	0.109	0.040	○	0
		平成29年度	363	8,703	0.020	0	0.0	0	0.0	0.090	0.046	○	0
		平成30年度	334	8,042	0.018	0	0.0	0	0.0	0.075	0.040	○	0
		令和元年度	364	8,728	0.017	0	0.0	0	0.0	0.094	0.040	○	0
		令和2年度	363	8,705	0.016	0	0.0	0	0.0	0.100	0.040	○	0
4	武庫川	平成28年度	363	8,699	0.018	0	0.0	0	0.0	0.081	0.037	○	0
		平成29年度	358	8,640	0.017	0	0.0	0	0.0	0.094	0.040	○	0
		平成30年度	317	7,651	0.017	0	0.0	0	0.0	0.109	0.039	○	0
		令和元年度	364	8,722	0.016	0	0.0	0	0.0	0.073	0.039	○	0
		令和2年度	363	8,705	0.016	0	0.0	0	0.0	0.106	0.039	○	0
6	十間交差点局	平成28年度	354	8,549	0.020	0	0.0	0	0.0	0.091	0.038	○	0
		平成29年度	358	8,632	0.021	0	0.0	0	0.0	0.154	0.044	○	0
		平成30年度	354	8,576	0.018	0	0.0	0	0.0	0.180	0.042	○	0
		令和元年度	358	8,635	0.016	0	0.0	0	0.0	0.079	0.036	○	0
		令和2年度	357	8,604	0.016	0	0.0	0	0.0	0.115	0.039	○	0
7	東本町交差点局	平成28年度	359	8,651	0.018	0	0.0	0	0.0	0.072	0.037	○	0
		平成29年度	359	8,651	0.018	0	0.0	0	0.0	0.093	0.042	○	0
		平成30年度	357	8,617	0.016	0	0.0	0	0.0	0.095	0.038	○	0
		令和元年度	360	8,657	0.015	0	0.0	0	0.0	0.102	0.037	○	0
		令和2年度	359	8,628	0.016	0	0.0	0	0.0	0.086	0.037	○	0
8	五合橋局	平成28年度	359	8,653	0.018	0	0.0	0	0.0	0.091	0.038	○	0
		平成29年度	359	8,645	0.018	1	0.0	0	0.0	0.253	0.043	○	0
		平成30年度	357	8,620	0.015	0	0.0	0	0.0	0.109	0.039	○	0
		令和元年度	360	8,656	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.034	○	0
		令和2年度	359	8,631	0.014	0	0.0	0	0.0	0.089	0.037	○	0
9	西本町局	平成28年度	359	8,646	0.019	0	0.0	0	0.0	0.080	0.038	○	0
		平成29年度	359	8,643	0.019	0	0.0	0	0.0	0.140	0.043	○	0
		平成30年度	357	8,617	0.018	0	0.0	0	0.0	0.097	0.040	○	0
		令和元年度	360	8,662	0.017	0	0.0	0	0.0	0.088	0.036	○	0
		令和2年度	356	8,590	0.018	0	0.0	0	0.0	0.116	0.041	○	0

- (注) 1. 表中のNo. は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 阪神高速道路株式会社が設置している自排局の西本町測定局においては浮遊粒子状物質の測定が実施されているが、出典に測定結果が記載されていないため、整理していない。
 3. 長期的評価における環境基準の達成：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。
 4. 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 5. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」
 （平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(6) 微小粒子状物質

調査対象区域の微小粒子状物質測定結果は、表 3.3.8 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね減少傾向で推移している。

表 3.3.8 調査対象区域の微小粒子状物質測定結果

No.	測定地点	年 度	有効測定日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
					(日)	(%)		
1	国設尼崎	平成28年度	361	13.4	2	0.6	40.2	29.0
		平成29年度	361	13.8	3	0.8	45.8	32.4
		平成30年度	359	13.3	0	0.0	33.5	29.8
		令和元年度	359	11.6	2	0.6	36.5	26.2
		令和2年度	361	11.1	2	0.6	49.3	28.7
4	武庫川	平成28年度	347	11.2	0	0.0	29.0	23.0
		平成29年度	270	12.7	2	0.7	37.1	29.4
		平成30年度	349	10.9	1	0.3	36.6	28.4
		令和元年度	364	10.7	1	0.3	39.3	24.4
		令和2年度	363	10.3	1	0.3	45.2	26.2
5	国設尼崎自排	平成28年度	362	14.5	0	0.0	33.3	29.8
		平成29年度	363	14.4	3	0.8	40.0	30.8
		平成30年度	358	14.0	0	0.0	35.0	30.1
		令和元年度	363	12.9	2	0.6	38.5	29.0
		令和2年度	362	12.5	3	0.8	48.9	28.8

- (注) 1. 表中の No. は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 環境基準の達成：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の 98% 値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 3. No.3 武庫川局については測定機が標準測定法と等価性を有しない機種である。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」

（平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(7) ダイオキシン類

調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果は、表 3.3.9 に示すとおりであり、環境基準を達成している。また、年平均値は $0.013\sim 0.019\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ の間で推移している。

表 3.3.9 調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

No.	測定地点	所在地	測定期間	測定結果 (年平均値)
1	琴ノ浦高校	尼崎市北城内 47-1	平成 28 年度	0.018
			平成 29 年度	0.017
			平成 30 年度	0.013
			令和元年度	0.019
			令和 2 年度	0.015

- (注) 1. 表中の No. は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 環境基準： $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(8) 有害大気汚染物質

調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果は、表 3.3.10 に示すとおりである。環境基準が設定されている項目については、全ての地点において環境基準を達成している。

表 3.3.10(1) 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果

区分	項目	単位	No.1 琴ノ浦高校					環境基準 (指針値)
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
揮発性 有機化 合物	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.042	0.048	0.030	0.028	0.025	(2)
	塩化ビニルモノマー		0.019	0.024	0.017	0.017	0.018	(10)
	クロロホルム		0.32	0.42	0.37	0.39	0.49	(18)
	1,2-ジクロロエタン		0.14	0.26	0.19	0.16	0.14	(1.6)
	ジクロロメタン		1.3	2.1	1.5	1.7	2.2	150
	テトラクロロエチレン		0.16	0.25	0.22	0.23	0.20	200
	トリクロロエチレン		1.0	0.81	0.75	0.96	1.5	130
	1,3-ブタジエン		0.075	0.079	0.061	0.051	0.069	(2.5)
	ベンゼン		0.9	1.1	1.0	0.69	0.96	3
	塩化メチル		1.6	1.7	1.8	1.5	1.4	(94)
トルエン	7.5	9.1	8.5	8.6	9.8	—		
アルデ ヒド類	アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0	1.7	2.2	2.3	2.6	(120)
	ホルムアルデヒド		2.4	2.0	2.4	3.1	2.9	—
金属類	ニッケル化合物	ng/m^3	9.1	7.5	9.5	11	7.5	(25)
	ベリリウム及びその化合物		0.015	0.0085	0.012	0.030	0.028	—
	マンガン及びその化合物		48	39	42	68	52	(140)
	クロム及びその化合物		11	9.0	12	11	12	—
	ヒ素及びその化合物		1.3	0.79	1.0	1.1	1.5	(6)
	水銀及びその化合物		2.8	2.3	2.2	1.9	1.7	(40)
多環芳 香族炭 化水素	ベンゾ [a]ピレン	ng/m^3	0.11	0.096	0.12	0.064	0.14	—
その他	酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.062	0.074	0.072	0.045	0.13	—

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 表中の数字は、年平均値（算術平均値）を示す。
 3. 測定データのうち、定量下限値未満で検出下限値以上のデータはその値を、検出下限値未満のデータは検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて年平均値を算出した。
 4. 環境基準（指針値）欄の（ ）内は指針値を示す。また、環境基準又は指針値が定められていない項目については「—」で示す。
 5. 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.10(2) 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果

区分	項目	単位	No.9 西本町		No.4 武庫川			環境基準 (指針値)
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
揮発性 有機化 合物	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—	—	—	—	(2)
	塩化ビニルモノマー		—	—	—	—	—	(10)
	クロロホルム		—	—	—	—	—	(18)
	1,2-ジクロロエタン		—	—	—	—	—	(1.6)
	ジクロロメタン		1.5	2.1	1.0	1.0	2.0	150
	テトラクロロエチレン		0.17	0.24	0.22	0.12	0.25	200
	トリクロロエチレン		0.58	0.73	0.32	0.23	0.58	130
	1,3-ブタジエン		0.15	0.15	0.095	0.075	0.11	(2.5)
	ベンゼン		1.4	1.6	1.2	0.72	1.1	3
	塩化メチル		—	—	—	—	—	(94)
	トルエン	8.7	11	6.9	5.0	12	—	
アルデ ヒド類	アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.4	2.2	2.0	2.1	2.5	(120)
	ホルムアルデヒド		2.7	2.4	2.2	2.7	3.0	—
金属類	ニッケル化合物	ng/m^3	—	—	—	—	—	(25)
	バリウム及びその化合物		—	—	—	—	—	—
	マンガン及びその化合物		—	—	—	—	—	(140)
	クロム及びその化合物		—	—	—	—	—	—
	ヒ素及びその化合物		—	—	—	—	—	(6)
	水銀及びその化合物		—	—	—	—	—	(40)
多環芳 香族炭 化水素	ベンゾ [a]ピレン	ng/m^3	0.12	0.13	0.11	0.062	0.17	—
その他	酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 表中の数字は、年平均値（算術平均値）を示す。
 3. 測定データのうち、定量下限値未満で検出下限値以上のデータはその値を、検出下限値未満のデータは検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて年平均値を算出した。
 4. 環境基準（指針値）欄の（ ）内は指針値を示す。また、環境基準又は指針値が定められていない項目については「—」で示す。
 5. 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。
 6. 平成 28、29 年度の有害大気汚染物質モニタリング調査は、自排局の武庫川測定局に隣接した西小学校建替え工事のため、測定地点を自排局（阪神高速）の西本町に変更して実施している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

3.3.2 騒音・振動

(1) 騒音

調査対象区域では、沿道の自動車騒音を監視するため、騒音測定（自動車騒音の常時監視）が実施されている。また、自動車騒音の常時監視が実施されていない地点において、自動車騒音の定点調査が実施され、定点調査の結果をもとに16路線に面する地域における面的評価（ばく露騒音の予測）が実施されている。

なお、調査対象区域では、一般環境騒音に係る調査は実施されていない。

(a) 自動車騒音の常時監視

調査対象区域における自動車騒音測定結果（常時監視）は表3.3.11に示すとおりであり、環境基準の基準値（以下「環境基準値」という。）以下となっている。また、自動車騒音測定結果は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号（最終改正：令和4年法律第68号））に基づく自動車騒音に係る要請限度（以下「要請限度」という。）を下回っている。自動車騒音測定地点（常時監視）は、図3.3.2に示すとおりである。

表 3.3.11 調査対象区域の自動車騒音測定結果（常時監視）（ L_{Aeq} ）

（単位：デシベル）

No.	測定地点 (道路名)	所在地	地域の 類型	年度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	環境 基準 値	要請 限度
				時間 の 区分								
1	浜田測定所 (国道2号)	尼崎市 大庄北 5-2-1	C	昼間		67	67	68	67	68	70	75
				夜間		64	64	64	65	65	65	70
2	武庫川測定所 (国道43号)	尼崎市 武庫川町 1-25	B	昼間		67	67	67	67	67	70	75
				夜間		63	63	63	63	63	65	70

(注) 1. 表中のNo.は、図3.3.2に対応している。

2. 時間の区分は、以下に示すとおりである。

昼間 6:00~22:00 夜間 22:00~翌日の6:00

3. 測定地点は、いずれも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値の適用を受ける地点となっている。

出典：「尼崎の環境—平成29～令和2年度版—」

（平成30年2月、平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書—令和3年度版—」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(b) 自動車騒音の定点調査

調査対象区域における自動車騒音測定結果（定点調査）は表3.3.12に示すとおりであり、県道13号玉江橋線の夜間、県道339号大物線の昼間において環境基準値を超過している。また、自動車騒音測定結果は、表3.3.12の「(注)4」に記述しているとおり2日間にまたがる測定であり、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」の自動車騒音の測定方法等により、「連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする」と定められた測定方法とは異なるため、参考として測定結果と要請限度を比較すると、測定結果は全て要請限度を下回る結果となっている。自動車騒音測定地点（定点調査）は、図3.3.2に示すとおりである。

表 3.3.12 調査対象区域の自動車騒音測定結果（定点調査）（ L_{Aeq} ）（令和2年度）

（単位：デシベル）

No.	路線名	測定地点	地域の 類型	騒音測定結果			環境基準値		要請限度	
				昼間	夜間	平均	昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道2号	尼崎市大庄北5-2	C	66	63	65	70	65	75	70
2	国道43号	尼崎市武庫川町1-25	B	67	63	66	70	65	75	70
3		尼崎市南城内2-35	C	66	62	65	70	65	75	70
4	県道142号 五合橋線	尼崎市東難波町3-20	B	68	65	67	70	65	75	70
5	県道192号 尼宝線	尼崎市大庄西町2-4	B	67	63	66	70	65	75	70
6	県道13・57号 玉江橋線	尼崎市開明町1-80	B	68	66	68	70	65	75	70
7		尼崎市東難波町5-29-55	C	67	64	66	70	65	75	70
8	県道341号 臨港線	尼崎市元浜町5-71-1	B	70	64	69	70	65	75	70
9	県道339号 大物線	尼崎市大物町1-8-18	C	71	64	69	70	65	75	70

- （注） 1. 表中のNo.は、図3.3.2に対応している。
 2. 時間の区分は、以下に示すとおりである。
 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～翌日の6:00
 3. 測定地点は、いずれも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値の適用を受ける地点となっている。
 4. 測定年月日は、以下に示すとおりである。
 No.1 : 令和2年6月16日～令和2年6月17日（24時間連続）
 No.2、No.3 : 令和3年1月19日～令和3年1月20日（24時間連続）
 No.4～No.6 : 令和2年12月1日～令和2年12月2日（24時間連続）
 No.7 : 令和2年6月23日～令和2年6月24日（24時間連続）
 No.8 : 令和2年10月27日～令和2年10月28日（24時間連続）
 No.9 : 平成30年6月13日～平成30年6月14日（24時間連続）
 5. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和3年度版—」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「令和3年度版交通公害調査結果報告書（自動車・鉄軌道・航空機）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

（c） 自動車騒音の面的評価

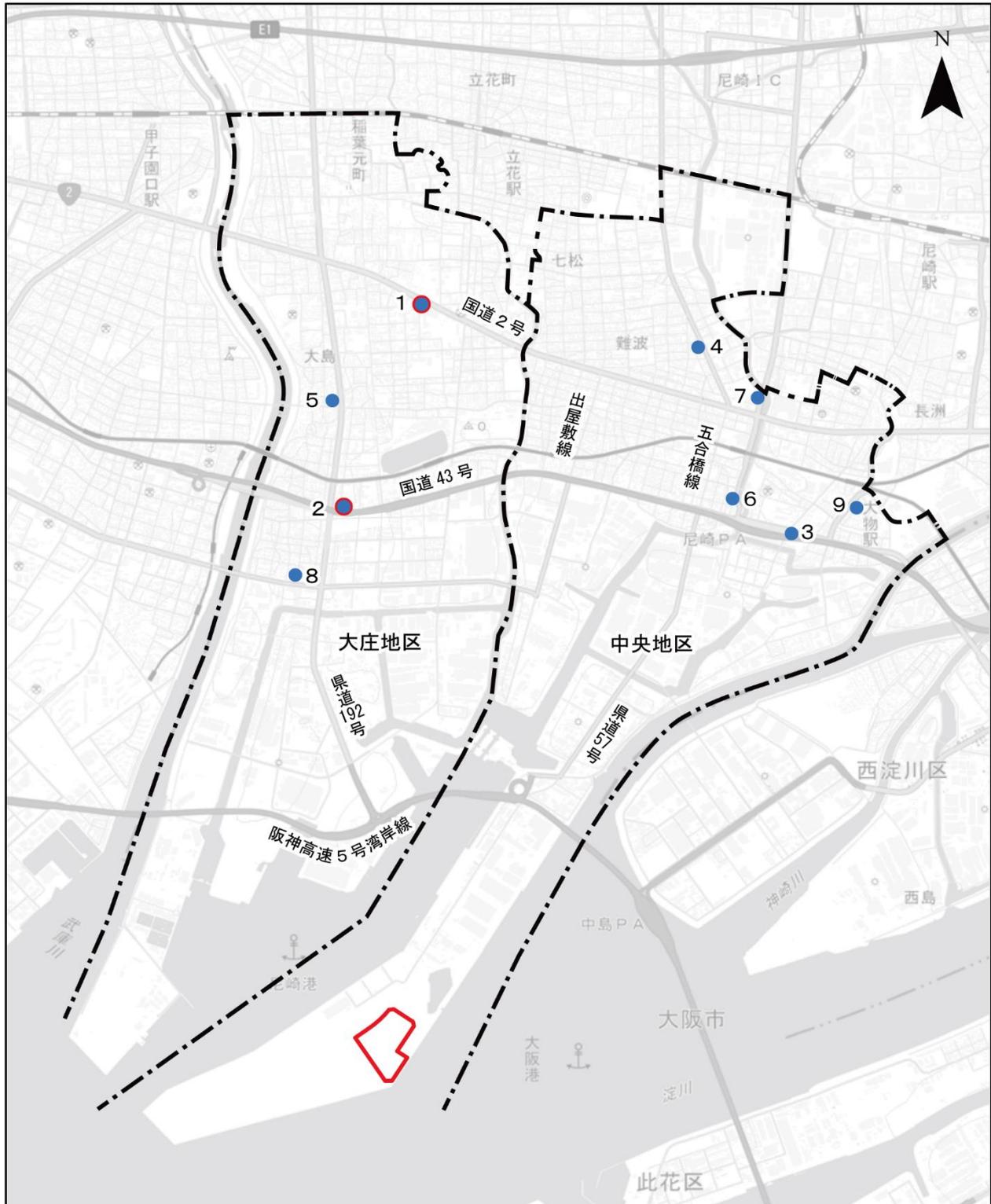
尼崎市における自動車騒音の面的評価結果は、表3.3.13に示すとおりであり、昼間・夜間ともに環境基準達成が45,211戸(98.2%)、昼間のみ環境基準達成が524戸(1.1%)、夜間のみ環境基準達成が0戸(0%)となっている。

調査対象区域において、昼間・夜間とも環境基準を100%達成しているのは、臨港線（県道341号甲子園尼崎線）となっている。

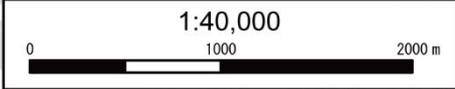
表 3.3.13 尼崎市の自動車騒音の面的評価結果（平成元年度）

達成状況	対象戸数	達成戸数	達成率 (%)
昼間のみ達成	46,019	524	1.1
夜間のみ達成		0	0
昼間・夜間とも非達成		284	0.6
昼間・夜間とも達成		45,211	98.2

出典：「環境基本計画年次報告書—令和3年度版—」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)



凡 例	 事業計画地	【騒音】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 自動車騒音測定地点（常時監視） ● 自動車騒音測定地点（定点調査）
(注) 図中の数字は、表3.3.11～3.3.12に対応している。		

図 3.3.2 調査対象区域の自動車騒音測定地点

(2) 振 動

調査対象区域では、沿道の振動を把握するため、道路交通振動の測定が実施されている。道路交通振動測定結果は表 3.3.14 に示すとおりであり、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に基づく道路交通振動の限度（以下「要請限度」という。）以下となっている。道路交通振動測定地点は、図 3.3.3 に示すとおりである。

なお、調査対象区域では、一般環境振動に係る調査は実施されていない。

表 3.3.14 調査対象区域の道路交通振動測定結果（ L_{10} ）（令和 2 年度）

（単位：デシベル）

No.	路線名	測定地点	区域の区分	振動測定結果			要請限度	
				昼間	夜間	平均	昼間	夜間
1	国道 43 号	尼崎市武庫川町 1-25	第 1 種区域	44	42	43	65	60
2	県道 142 号 五合橋線	尼崎市東難波町 3-20	第 1 種区域	42	36	39	65	60
3	県道 192 号 尼宝線	尼崎市大庄西町 2-4	第 1 種区域	40	33	36	65	60
4	県道 13・57 号 玉江橋線	尼崎市開明町 1-80	第 1 種区域	46	43	44	65	60
5		尼崎市東難波町 5-29-55	第 2 種区域	47	41	44	70	65
6	県道 341 号 臨港線	尼崎市元浜町 5-71-1	第 1 種区域	41	42	41	65	60

（注） 1. 表中の No. は、図 3.3.3 に対応している。

2. 単位デシベルとは、「計量法」（平成 4 年法律第 51 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3. 時間の区分は、以下に示すとおりである。

昼間 8:00～19:00 夜間 19:00～翌日の 8:00

4. 測定年月日は、以下に示すとおりである。

No. 1 : 令和 3 年 1 月 19 日～令和 3 年 1 月 20 日（24 時間連続）

No. 2～No. 4 : 令和 2 年 12 月 1 日～令和 2 年 12 月 2 日（24 時間連続）

No. 5 : 令和 2 年 6 月 23 日～令和 2 年 6 月 24 日（24 時間連続）

No. 6 : 令和 2 年 10 月 27 日～令和 2 年 10 月 28 日（24 時間連続）

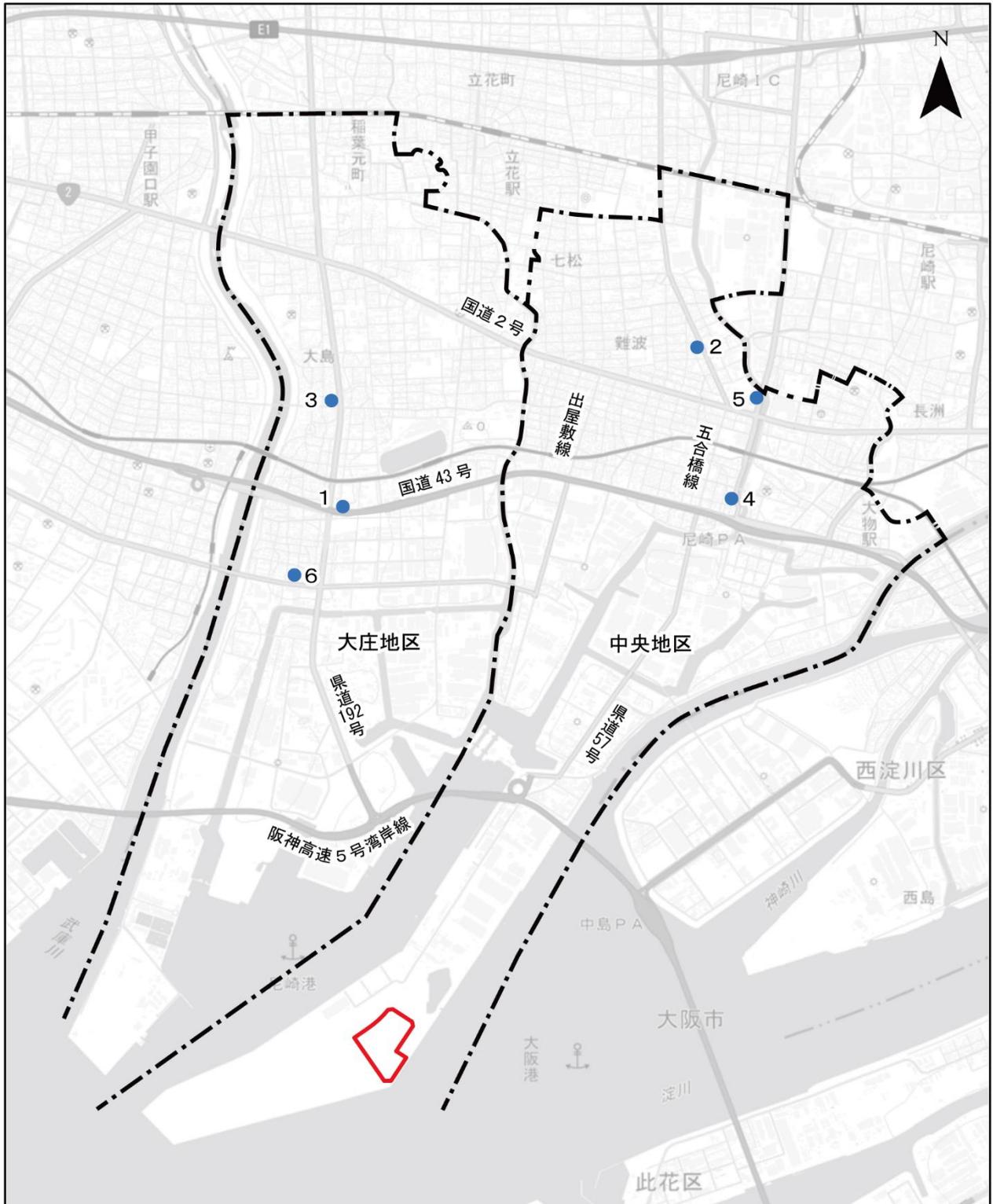
出典：「環境基本計画年次報告書—令和 3 年度版—」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

「令和 3 年度版交通公害調査結果報告書（自動車・鉄軌道・航空機）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

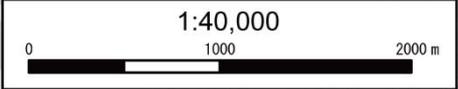
「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成 13 年尼崎市告示第 99 号）

3.3.3 悪 臭

調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)



凡 例	事業計画地 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	【振動】 道路交通振動測定地点
	(注) 図中の数字は、表3.3.14に対応している。	

図 3.3.3 調査対象区域の道路交通振動測定地点

3.3.4 水質

(1) 河川及び海域

調査対象区域における水質調査は、河川では庄下川の波洲橋及び庄下川橋、蓬川の南豊池橋及び琴浦橋、武庫川の武庫大橋及び南武橋の6地点、海域では大阪湾の閘門、尼崎港中央、尼崎港沖の3地点で実施されている。なお、庄下川橋（庄下川）及び南豊池橋（蓬川）においては、平成27～令和2年度にかけて毎年1回のダイオキシン類調査が実施されている。調査対象区域の水質測定概要は表3.3.15に、各測定地点の水質測定結果（令和2年度）は表3.3.16～3.3.18に、水質測定地点は図3.3.4に示すとおりである。

なお、いずれの地点も環境基準点として設定されていないが、「尼崎市環境をまもる条例」（平成12年条例第51号（最終改正：令和2年条例第40号））第20条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境上の基準において、測定基準点（基準の適合状況を判断する地点）として定められている。

生活環境項目については、河川の庄下川橋（庄下川）では水素イオン濃度の1項目で、海域の閘門（大阪湾）では水素イオン濃度、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全リンの4項目で、尼崎港中央では水素イオン濃度、溶存酸素量（DO）、全窒素、全リンの4項目で、尼崎港沖では水素イオン濃度、全窒素、全リンの3項目で環境基準及び環境上の基準値を超過している。

健康項目については、河川の南豊池橋（蓬川）ではふっ素の1項目で環境基準及び環境上の基準値を超過している。また、ダイオキシン類については、全ての地点において環境基準を達成している。

表 3.3.15 調査対象区域の水質測定概要（令和2年度）

No.	河川等	測定地点	水域類型・区分					生活環境項目	健康項目	要監視項目	特殊項目	ダイオキシン類
			利用目的の適応性				水生生物の生息状況の適応性					
			pH等		全窒素及び全リン							
			法	条例	法	条例	法					
1	庄下川	波洲橋	C	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
2		庄下川橋	C	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	○
3	蓬川	南豊池橋	なし	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	○
4		琴浦橋	なし	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
5	武庫川	武庫大橋	C	1級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
6		南武橋	C	1級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
7	大阪湾	閘門	C	運河	IV	—	生物A	○	○	○	○	—
8		尼崎港中央	C	海域	IV	海域	生物A	○	○	○	○	—
9		尼崎港沖	C	海域	IV	海域	生物A	○	○	○	○	—

- (注) 1. 表中のNo.は、図3.3.4に対応している。
 2. 「/」は、環境基準等が設定されていないことを示す。
 3. 「なし」は、水域類型・区分が定められていないことを示す。
 4. 水域類型・区分において、法は環境基本法に基づく環境基準、条例は尼崎市環境をまもる条例に基づく環境上の基準を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）
 「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号）



凡 例	 事業計画地	【水質】
	 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	● 水質測定地点（No.1～9）
	 河川、池沼、海域	

（注）図中の数字は、表3.3.15～3.3.18に対応している。

図 3.3.4 水質測定地点

表 3.3.16(1) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.1、波洲橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH等】C（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.9	8.4	8.1	0/6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	7.0	13	9.7	0/6
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.7	1.9	1.2 (1.5)	0/6
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質濃度(SS)	mg/L	2	6	4	0/6
	大腸菌群数	MPN/100mL	2.3×10^3	7.9×10^4	3.6×10^4	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.77	1.0	0.88	-/3
	全燐(T-P)	mg/L	0.035	0.084	0.058	-/3
	全亜鉛	mg/L	0.005	0.013	0.009	-/4
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
LAS	mg/L	—	—	—	—	
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	—	—	—	
	シマジン	mg/L	—	—	—	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	—	—	—	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.83	0.62	0/3	
ふっ素	mg/L	0.35	0.33	0/2		
ほう素	mg/L	0.21	0.15	0/2		
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物学的酸素要求量(BOD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(2) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.2、庄下川橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH等】C（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	8.8	8.0	1/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.2	13	9.5	0/12
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.9	2.6	1.4 (1.8)	0/12
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	11	6	0/12
	大腸菌群数	MPN/100mL	1.7×10^3	2.8×10^5	6.7×10^4	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.55	1.0	0.82	-/4
	全燐(T-P)	mg/L	0.037	0.1	0.075	-/4
	全亜鉛	mg/L	0.010	0.018	0.014	-/6
	ノニルフェノール	mg/L	0.00009	0.00015	0.00012	-/2
	LAS	mg/L	0.0023	0.0041	0.0032	-/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/6	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	0.002	0.001	0/6	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/6	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/6	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/2	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.82	0.49	0/4	
ふっ素	mg/L	0.26	0.24	0/2		
ほう素	mg/L	0.22	0.16	0/2		
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物学的酸素要求量(BOD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(3) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.3、南豊池橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH等】なし（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.7	8.3	7.9	-/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	4.9	10	8.6	-/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.6	0.8 (0.9)	-/12
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	8	4	-/12
	大腸菌群数	MPN/100mL	2.2×10 ³	4.9×10 ⁴	1.2×10 ⁴	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.28	0.7	0.58	-/4
	全燐(T-P)	mg/L	0.035	0.073	0.06	-/4
	全亜鉛	mg/L	0.002	0.012	0.006	-/6
	ノニルフェノール	mg/L	0.00006	0.00007	0.00007	-/2
	LAS	mg/L	0.0011	0.0012	0.0012	-/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/6	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	0.002	0.001	0/6	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/6	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/6	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/2	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.53	0.37	0/4	
	ふっ素	mg/L	0.86	0.66	1/2	
	ほう素	mg/L	0.25	0.18	0/2	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図3.3.4に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(4) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.4、琴浦橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH等】なし（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	8.8	8.0	-/6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.0	12	8.8	-/6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	4.5	2.1 (3.2)	-/6
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	9	6	-/6
	大腸菌群数	MPN/100mL	7.9×10^2	1.3×10^4	4.3×10^3	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.7	0.92	0.82	-/3
	全燐(T-P)	mg/L	0.044	0.082	0.067	-/3
	全亜鉛	mg/L	0.003	0.008	0.006	-/4
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	—	—	—	
	シマジン	mg/L	—	—	—	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	—	—	—	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.6	0.44	0/3	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(5) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.5、武庫大橋（武庫川）

水域類型（区分）：【pH等】C（1級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.6	8.4	8.0	0/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	7.4	13	9.6	0/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.6	1.0 (1.2)	0/12
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	15	3	0/12
	大腸菌群数	MPN/100mL	1.1×10 ³	2.2×10 ⁴	1.0×10 ⁴	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.3	0.94	0.6	-/4
	全燐(T-P)	mg/L	0.023	0.069	0.036	-/4
	全亜鉛	mg/L	<0.001	0.017	0.005	-/6
	ノニルフェノール	mg/L	0.00006	0.00008	0.00007	-/2
	LAS	mg/L	0.0006	0.0006	0.0006	-/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/6	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	0.001	0.001	0/6	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/6	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/6	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/2	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.73	0.35	0/4	
	ふっ素	mg/L	0.29	0.26	0/2	
	ほう素	mg/L	0.23	0.17	0/2	
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(6) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.6、南武橋（武庫川）

水域類型（区分）：【pH等】C（1級水域）、【全窒素及び全磷】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.7	8.3	7.9	0/6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.7	10	8.2	0/6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	4.9	1.7 (1.6)	0/6
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	5	13	7	0/6
	大腸菌群数	MPN/100mL	7.9×10^1	3.3×10^4	9.9×10^3	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.65	1.8	1.1	-/3
	全磷(T-P)	mg/L	0.054	0.078	0.069	-/3
	全亜鉛	mg/L	0.004	0.010	0.006	-/4
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	—	—	—	
	シマジン	mg/L	—	—	—	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	—	—	—	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	1	0.5	0/3	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(7) 水質測定結果 (生活環境項目・健康項目/令和2年度)

No.7、開門 (大阪湾)

水域類型 (区分) : 【pH等】C (運河)、【全窒素及び全燐】IV (なし)、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.8	9.1	8.4	10/12
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	8.4	15	12	0/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	4.7	20	7.5 (7.7)	2/12
	浮遊物質 (SS)	mg/L	<0.5	<0.5	—	-/2
	大腸菌群数	MPN/100mL	3.1×10^1	1.1×10^3	3.0×10^2	-/6
	全窒素 (T-N)	mg/L	1.1	3.2	1.7	6/6
	全燐 (T-P)	mg/L	0.053	0.25	0.11	2/6
	全亜鉛	mg/L	0.009	0.018	0.0012	0/4
	ノニルフェノール	mg/L	0.00008	0.00011	0.0001	0/2
LAS	mg/L	<0.0006	0.0006	0.0006	0/2	
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目 (健康項目)	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.002	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	0.8	0/6	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m: 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
n: 総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量 (COD) の()内は、日間平均値の 75% 値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

「環境基本計画年次報告書 - 令和3年度版 -」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.16(8) 水質測定結果 (生活環境項目・健康項目/令和2年度)

No.8、尼崎港中央[表層] (大阪湾)

水域類型 (区分) : 【pH等】C (海域)、【全窒素及び全燐】IV (海域)、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.9	8.9	8.1	3/12
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	4.4	14	9.2	0/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2.8	6.5	4.3 (4.9)	0/12
	浮遊物質 (SS)	mg/L	<0.5	<0.5	—	-/2
	大腸菌群数	MPN/100mL	5.0×10^0	1.8×10^2	5.5×10^1	-/6
	全窒素 (T-N)	mg/L	0.32	1.1	0.76	1/6
	全燐 (T-P)	mg/L	0.059	0.11	0.086	3/6
	全亜鉛	mg/L	0.001	0.005	0.003	0/4
	ノニルフェノール	mg/L	0.00008	0.00011	0.0001	0/2
	LAS	mg/L	<0.0006	0.0011	0.0009	0/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目 (健康項目)	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.51	0.16	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m: 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
n: 総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量 (COD) の()内は、日間平均値の 75% 値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

「環境基本計画年次報告書 - 令和3年度版 -」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.16(9) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.8、尼崎港中央[中層：2m]（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	8.6	8.1	2/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	1.0	12	7.2	1/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.0	6.7	3.6 (3.8)	0/12
	浮遊物質(SS)	mg/L	—	—	—	—
	大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—
	全窒素(T-N)	mg/L	0.38	1.2	0.7	1/6
	全燐(T-P)	mg/L	0.055	0.18	0.094	2/6
	全亜鉛	mg/L	—	—	—	—
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.51	0.16	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量(COD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(10) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.9、尼崎港沖[表層]（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.5	8.7	8.0	3/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.3	11	8.5	0/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.2	6.7	3.8 (4.0)	0/12
	浮遊物質(SS)	mg/L	<0.5	<0.5	—	-/2
	大腸菌群数	MPN/100mL	2.3×10 ¹	1.1×10 ³	3.9×10 ²	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.47	1.2	0.74	1/6
	全燐(T-P)	mg/L	0.039	0.14	0.095	3/6
	全亜鉛	mg/L	0.005	0.011	0.008	0/4
	ノニルフェノール	mg/L	0.00009	0.00013	0.00011	0/2
	LAS	mg/L	<0.0006	0.0016	0.0011	0/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.45	0.23	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量(COD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(11) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目／令和2年度）

No.9、尼崎港沖[中層：2m]（大阪湾）
 水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.9	8.6	8.0	3/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	2.3	11	7.1	0/11
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.7	6.8	3.6 (4.3)	0/12
	浮遊物質(SS)	mg/L	—	—	—	—
	大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—
	全窒素(T-N)	mg/L	0.24	1	0.64	0/6
	全燐(T-P)	mg/L	0.035	0.13	0.077	2/6
	全亜鉛	mg/L	—	—	—	—
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.45	0.23	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

- (注) 1. 表中のNo.は、図3.3.4に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. 化学的酸素要求量(COD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。
 6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）
 「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(1) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.1、波洲橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH等】C（2級水域）、【全窒素及び全磷】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	—		—	—
	ダイアジノン	mg/L	—		—	—
	フェニトロチオン	mg/L	—		—	—
	イソプロチオラン	mg/L	—		—	—
	オキシ銅	mg/L	—		—	—
	クロロタロニル	mg/L	—		—	—
	プロピザミド	mg/L	—		—	—
	EPN	mg/L	—		—	—
	ジクロロボス	mg/L	—		—	—
	フェノブカルブ	mg/L	—		—	—
	イプロベンホス	mg/L	—		—	—
	クロルニトロフェン	mg/L	—		—	—
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—		—	—
	ニッケル	mg/L	—		—	—
	モリブデン	mg/L	—		—	—
	アンチモン	mg/L	—		—	—
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0003		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	—		—	—
全マンガン	mg/L	—		—	—	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	8	63	35	6/6
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.1	0.06	2/3
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.005	0.009	0.007	3/3
	硝酸性窒素	mg/L	0.41	0.83	0.62	3/3
	磷酸性磷	mg/L	0.01	0.05	0.03	3/3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	2.6×10 ³	1.1×10 ⁵	3.5×10 ⁴	6/6
COD	mg/L	3.6	4.5	4 (4.1)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(2) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.2、庄下川橋（庄下川）
 水域類型（区分）：【pH等】C（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006	—	0/2	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	—	0/2	
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006	—	0/2	
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02	—	0/2	
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005	—	0/2	
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003	—	0/2	
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004	—	0/2	
	オキシシン銅	mg/L	<0.004	—	0/2	
	クロロタロニル	mg/L	<0.004	—	0/2	
	プロピザミド	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	EPN	mg/L	<0.0006	—	0/2	
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002	—	0/2	
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001	—	-/2	
	トルエン	mg/L	<0.06	—	0/2	
	キシレン	mg/L	<0.04	—	0/2	
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003	—	0/1	
	ニッケル	mg/L	<0.001	—	-/1	
	モリブデン	mg/L	<0.007	—	0/1	
	アンチモン	mg/L	<0.002	—	0/1	
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002	—	0/2	
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001	—	0/1	
全マンガン	mg/L	0.04	—	0/1		
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	0.002	0.004	0.003	3/3
	鉄（溶解性）	mg/L	0.05	0.19	0.11	3/3
	マンガン（溶解性）	mg/L	0.01	0.04	0.02	3/3
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/3
その他項目	塩化物イオン	mg/L	5	68	39	12/12
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	0.01	0.1	0.04	4/4
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.013	0.008	2/4
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.82	0.48	3/4
	磷酸性燐	mg/L	0.01	0.07	0.04	4/4
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	0.01	0.01	1/2
	一般細菌	個/mL	9.1×10 ²	1.7×10 ⁵	3.8×10 ⁴	6/6
COD	mg/L	2.7	4.8	3.9 (4.2)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(3) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.3、南豊池橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH等】なし（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシ銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0003		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	0.03		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	0.002	0.002	0.002	3/3
	鉄（溶解性）	mg/L	0.01	0.17	0.07	3/3
	マンガン（溶解性）	mg/L	0.02	0.03	0.02	3/3
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/3
その他項目	塩化物イオン	mg/L	19	760	140	12/12
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.02	0.01	3/4
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.008	0.006	1/4
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.53	0.37	3/4
	磷酸性磷	mg/L	0.02	0.04	0.03	4/4
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.01	0.01	0.01	2/2
	一般細菌	個/mL	7.7×10^2	1.5×10^4	4.3×10^3	6/6
COD	mg/L	1.1	4	2.8 (3.2)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(4) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.4、琴浦橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH等】なし（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006	—	0/2	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	—	0/2	
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006	—	0/2	
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02	—	0/2	
	イソキサチオン	mg/L	—	—	—	
	ダイアジノン	mg/L	—	—	—	
	フェニトロチオン	mg/L	—	—	—	
	イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	
	オキシ銅	mg/L	—	—	—	
	クロロタロニル	mg/L	—	—	—	
	プロピザミド	mg/L	—	—	—	
	EPN	mg/L	—	—	—	
	ジクロロボス	mg/L	—	—	—	
	フェノブカルブ	mg/L	—	—	—	
	イプロベンホス	mg/L	—	—	—	
	クロルニトロフェン	mg/L	—	—	—	
	トルエン	mg/L	<0.06	—	0/2	
	キシレン	mg/L	<0.04	—	0/2	
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	
	ニッケル	mg/L	—	—	—	
	モリブデン	mg/L	—	—	—	
	アンチモン	mg/L	—	—	—	
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0003	—	0/2	
	エピクロロヒドリン	mg/L	—	—	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—		
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	210	7,600	3,400	6/6
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.15	0.1	2/3
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.016	0.017	0.017	3/3
	硝酸性窒素	mg/L	0.24	0.59	0.43	3/3
	磷酸性燐	mg/L	0.01	0.05	0.02	3/3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	1.8×10 ²	3.2×10 ⁴	7.3×10 ³	6/6
COD	mg/L	3.2	5.9	4.5 (5.5)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(5) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.5、武庫大橋（武庫川）

水域類型（区分）：【pH等】C（1級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシ銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	0.001	0.002	0.001	3/3
	鉄（溶解性）	mg/L	0.01	0.09	0.04	3/3
	マンガン（溶解性）	mg/L	<0.01	0.01	0.01	1/3
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/3
その他項目	塩化物イオン	mg/L	6	65	37	12/12
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/4
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.008	0.006	2/4
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.73	0.35	3/4
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.04	0.04	1/4
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	0.01	0.01	1/2
	一般細菌	個/mL	6.9×10 ²	1.1×10 ⁴	5.0×10 ³	6/6
COD	mg/L	2.3	4.6	3.4 (3.4)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(6) 水質測定結果 (要監視項目・特殊項目/令和2年度)

No.6、南武橋 (武庫川)

水域類型 (区分) : 【pH等】C (1級水域)、【全窒素及び全磷】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	—		—	—
	ダイアジノン	mg/L	—		—	—
	フェニトロチオン	mg/L	—		—	—
	イソプロチオラン	mg/L	—		—	—
	オキシ銅	mg/L	—		—	—
	クロロタロニル	mg/L	—		—	—
	プロピザミド	mg/L	—		—	—
	EPN	mg/L	—		—	—
	ジクロロボス	mg/L	—		—	—
	フェノブカルブ	mg/L	—		—	—
	イプロベンホス	mg/L	—		—	—
	クロルニトロフェン	mg/L	—		—	—
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—		—	—
	ニッケル	mg/L	—		—	—
	モリブデン	mg/L	—		—	—
	アンチモン	mg/L	—		—	—
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	—		—	—
全マンガン	mg/L	—		—	—	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄 (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	マンガン (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	7	7,200	3,600	6/6
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	0.01	0.17	0.1	3/3
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	0.038	0.023	3/3
	硝酸性窒素	mg/L	0.11	0.98	0.49	3/3
	磷酸性磷	mg/L	0.03	0.04	0.03	3/3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	2.6×10^2	1.5×10^4	4.6×10^3	6/6
COD	mg/L	3.2	5.9	4.2 (5.1)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型 (区分) が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m: 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
 n: 総検体数
 k: 報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.17(7) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.7、開門（大阪湾）
 水域類型（区分）：【pH等】C（運河）、【全窒素及び全燐】IV（なし）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	0.01		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	0.011		—	-/1
	モリブデン	mg/L	0.022		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	6.3	9.8	7.9	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.22	0.09	3/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.035	0.093	0.056	6/6
	硝酸性窒素	mg/L	0.52	1.3	0.77	6/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.04	0.03	2/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	1.6×10 ²	2.0×10 ³	6.0×10 ²	6/6
溶解性COD	mg/L	2.3	4.6	3.9	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(8) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.8、尼崎港中央〔表層〕（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	5	17	13.5	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.06	0.03	4/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.051	0.028	5/6
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.46	0.2	5/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.06	0.05	2/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	2.2×10 ¹	4.3×10 ²	2.2×10 ²	6/6
溶解性COD	mg/L	1.9	3.8	2.7	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(9) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.8、尼崎港中央[中層：2m]（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全磷】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	9.6	18	15.8	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.05	0.03	3/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	0.046	0.024	6/6
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.23	0.14	4/6
	磷酸性磷	mg/L	<0.01	0.06	0.03	3/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	—	—	—	—
溶解性COD	mg/L	1.3	4	2.3	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(10) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

〔No.9、尼崎港沖〔表層〕（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	3.6	16	12.2	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.18	0.07	3/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	0.046	0.028	6/6
	硝酸性窒素	mg/L	0.11	0.42	0.28	6/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.1	0.05	4/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	9.3×10 ¹	2.9×10 ³	9.1×10 ²	6/6
溶解性COD	mg/L	1.9	3.6	2.7	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(11) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目／令和2年度）

No.9、尼崎港沖[中層：2m]（大阪湾）
 水域類型（区分）：【pH等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	9.6	18	15.8	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.03	0.03	4/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.045	0.026	5/6
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.32	0.21	3/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.04	0.03	3/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	—	—	—	—
溶解性COD	mg/L	1.2	3.7	2.3	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.18 水質測定結果（ダイオキシン類）

(単位：pg-TEQ/L)

No.	測定地点	測定年度	測定結果
2	庄下川橋（庄下川）	平成27年度	0.10
		平成28年度	0.11
		平成29年度	0.10
		平成30年度	0.26
		令和元年度	0.17
		令和2年度	0.26
3	南豊池橋（蓬川）	平成27年度	0.076
		平成28年度	0.027
		平成29年度	0.022
		平成30年度	0.11
		令和元年度	0.10
		令和2年度	0.17

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 環境基準の基準値は、1 pg-TEQ/L 以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(2) 地下水

調査対象区域における地下水質調査は、地下水の全体的な水質の状況を把握するために行う概況調査で1地域が実施されている。調査対象区域の地下水質測定結果（地下水概況調査／令和2年度）は表3.3.19に、地下水質測定地域は図3.3.5に示すとおりである。

なお、測定地点の詳細な位置は公表されていないため、測定地域名の町丁界を示した。

地下水概況調査の結果は、全ての項目において環境基準の基準値又は指針値を満足している。

表 3.3.19(1) 地下水質測定結果（地下水概況調査／令和2年度）

測定項目	単位	No.1	環境基準の基準値	
		北城内		
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと。
	鉛	mg/L	0.004	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	<0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	ND	検出されないこと。
	PCB	mg/L	ND	検出されないこと。
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン ⁵⁾	mg/L	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン ⁶⁾	mg/L	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.93	10 以下
	ほう素	mg/L	0.1	0.8 以下
	ふっ素	mg/L	0.19	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下

- (注) 1. 表中のNo.1は、図3.3.5に対応している。
 2. 試料採水日は、令和2年7月8日である。
 3. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外を示す。
 4. 環境基準の基準値又は指針値が設定されていない項目については「—」で示す。
 5. 別名「塩化ビニル」又は「塩化ビニルモノマー」とも言われている。
 6. 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）の改正（平成21年11月30日）により、シス-1,2-ジクロロエチレンはトランス-1,2-ジクロロエチレンとともに1,2-ジクロロエチレンとして扱われることとなった。

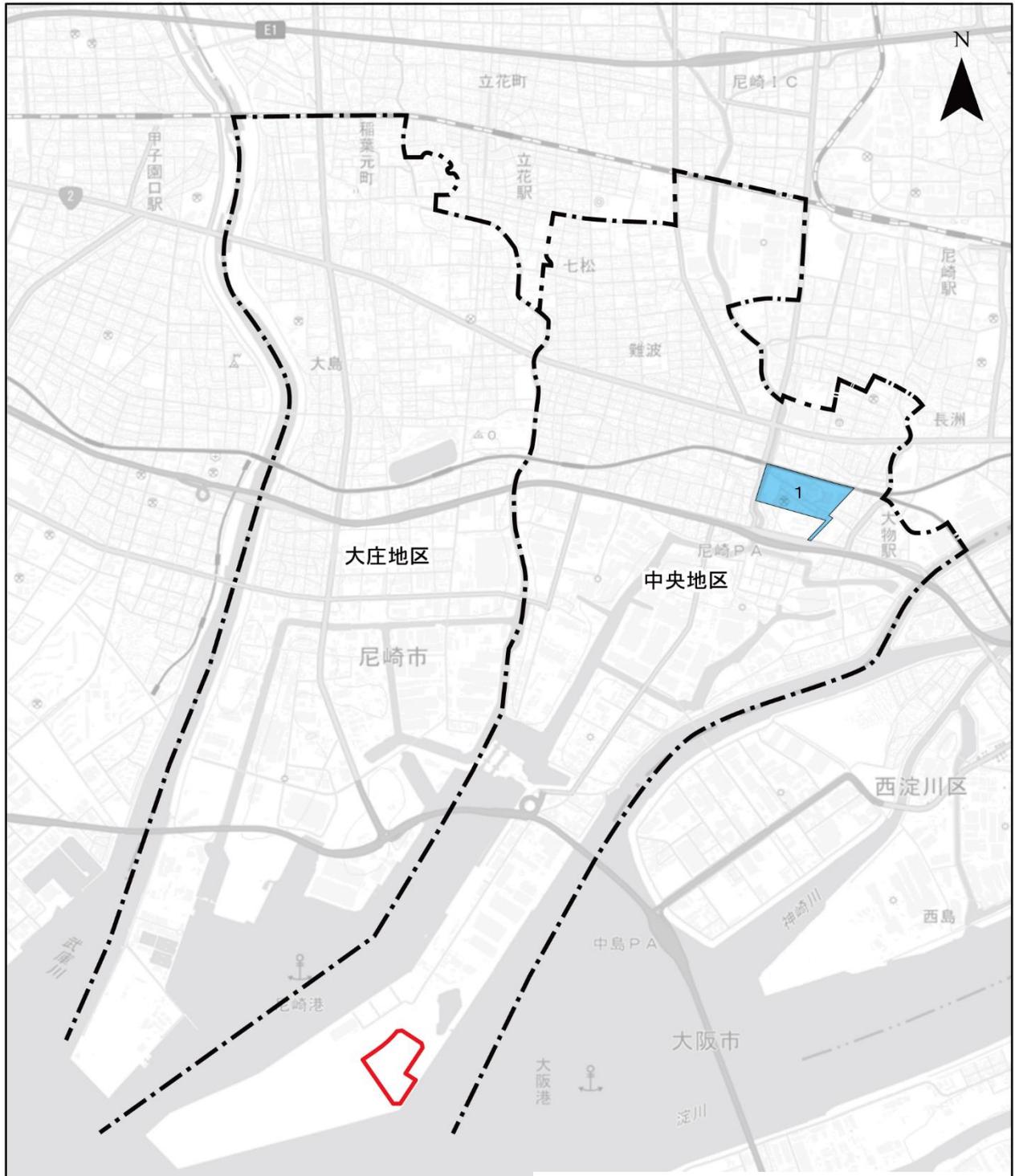
出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.19(2) 地下水質測定結果（地下水概況調査／令和2年度）

測定項目	単位	No. 1		指針値
		北城内		
要 監 視 項 目	クロロホルム	mg/L	<0.006	0.06 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02	0.2 以下
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005	0.005 以下
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004	0.04 以下
	オキシシン銅	mg/L	<0.004	0.04 以下
	クロロタロニル	mg/L	<0.004	0.05 以下
	プロピザミド	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	EPN	mg/L	<0.0006	0.006 以下
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002	0.03 以下
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001	—
	トルエン	mg/L	<0.06	0.6 以下
	キシレン	mg/L	<0.04	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003	0.06 以下
	ニッケル	mg/L	0.001	—
	モリブデン	mg/L	<0.007	0.07 以下
アンチモン	mg/L	0.006	0.02 以下	
エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001	0.0004 以下	
全マンガン	mg/L	0.02	0.2 以下	
ウラン	mg/L	—	0.002 以下	
そ の 他 項 目	pH	—	7.1	—
	導電率電気伝導度	μs/cm	—	—
	塩化物イオン	mg/L	12	—
	大腸菌群数	個	4,900	—
	一般細菌	個/mL	1,200	—
	硝酸性窒素	mg/L	0.93	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	—	

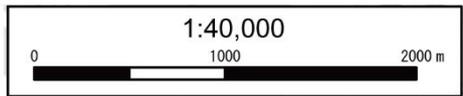
- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.5 に対応している。
 2. 試料採水日は、令和2年7月8日である。
 3. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外を示す。
 4. 環境基準の基準値又は指針値が設定されていない項目については「—」で示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）



出典：「Niigata City Environment Monitoring Center Report (Fiscal Year 2022)」
(March 2024, Niigata City Economic and Environmental Bureau)

本図は、国土院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【地下水】	 地下水質測定地域 (No. 1)
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)		

(注) 図中の数字は、表3.3.19に対応している。なお、詳細な位置は公表されていないため、測定地域名の町丁界を示している。

図 3.3.5 地下水質測定地域

3.3.5 底質

調査対象区域における底質調査は、河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の2地点、海域では閘門、尼崎港中央、尼崎港沖（大阪湾）の3地点で実施されている。また、ダイオキシン類調査は、庄下川橋（庄下川）及び南豊池橋（蓬川）の2地点で実施されている。

調査対象区域の底質測定結果は表 3.3.20～3.3.21 に、底質測定地点は図 3.3.6 に示すとおりである。

ダイオキシン類については、全ての地点において環境基準を達成している。なお、平成30年度に庄下川橋（庄下川）で17pg-TEQ/gが検出されたが、令和元年度以降は減少している。

表 3.3.20 底質測定結果

測定項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		庄下川橋 (庄下川)	琴浦橋 (蓬川)	閘門 (大阪湾)	尼崎港中央 (大阪湾)	尼崎港沖 (大阪湾)
色相	—	黒緑色	黒色	黒色	黒色	黒色
堆積物の組成		シルト	シルト	シルト	シルト	シルト
臭気		下水臭 (中)	硫化水素臭 (中)	油(精油廃液)臭 (中)	海藻臭 (中)	海藻臭 (強)
pH		8.1	8.3	8.1	8.0	7.9
水分	%	47.85	64.38	27.85	56.82	48.12
強熱減量		11.3	24.5	4.6	11.2	10.6
PCB	mg/kg・dry	0.12	0.04	0.16	0.04	0.07
総水銀		0.21	0.99	4.2	0.39	0.38
カドミウム		1.7	1.2	2.7	0.41	0.53
鉛		91	130	150	25	28
総クロム		38	100	170	21	24
砒素		12	29	13	13	20
トリブチルスズ化合物		0.032	0.074	0.44	0.0094	0.012
トリフェニルスズ化合物		<0.0004	0.064	0.24	0.0024	0.0007

(注) 1. 表中のNoは、図 3.3.6 に対応している。

2. 試料採取日は、令和2年5月25日である。

3. トリブチルスズ化合物はトリブチルスズイオン換算値、トリフェニルスズ化合物はトリフェニルスズイオン換算値を記載した。

4. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、ダイオキシン類を除いて設定されていない。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.21 底質測定結果（ダイオキシン類）

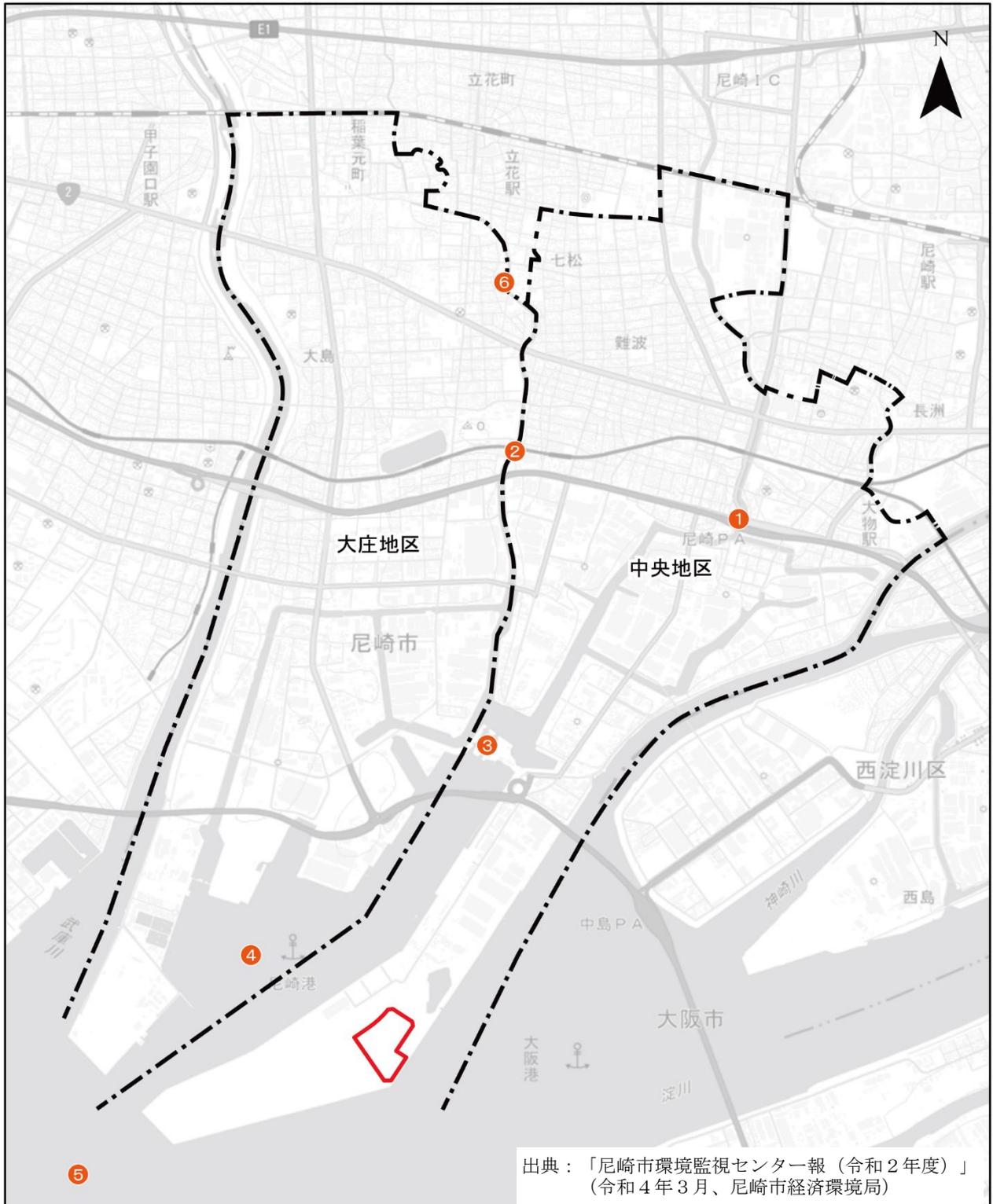
（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定期間	測定結果
1	庄下川橋（庄下川）	平成27年度	3.6
		平成28年度	3.6
		平成29年度	5.4
		平成30年度	17
		令和元年度	9.4
		令和2年度	6.1
6	南豊池橋（蓬川）	平成27年度	0.65
		平成28年度	0.74
		平成29年度	0.68
		平成30年度	0.87
		令和元年度	0.72
		令和2年度	1.1

（注）1. 表中のNo.は、図 3.3.6 に対応している。

2. 環境基準の基準値は、150pg-TEQ/g 以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）



出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」
（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	事業計画地	【底質】
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	底質測定地域 (No.1～6)

(注) 図中の数字は、表3.3.20～3.3.21に対応している。

図 3.3.6 底質測定地点

3.3.6 土壌汚染

調査対象区域における土壌調査は、ダイオキシン類調査について琴ノ浦高校（グラウンド）の1地点で実施されている。土壌中のダイオキシン類測定結果は表 3.3.22 に、土壌中のダイオキシン類測定地点は図 3.3.7 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

事業計画地の土地利用等履歴は、表 3.3.23 に示すとおりである。

事業計画地は、尼崎沖埋立処分場の一部であり、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、埋立によってできた土地を活用して港湾の秩序ある整備を行い、地域の均衡ある発展に寄与することを目的として、昭和 57 年に広域処理場整備対象港湾に指定され、平成 2 年から廃棄物受入が行われている。なお、尼崎沖埋立処分場の進捗率は、令和 3 年 3 月末時点で 98.8%となっている。

表 3.3.22 土壌中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

No.	測定地点	年度	測定結果
1	琴ノ浦高校	平成27年度	1.5
		平成28年度	2.0
		平成29年度	2.7
		平成30年度	1.9
		令和元年度	1.3
		令和2年度	0.93

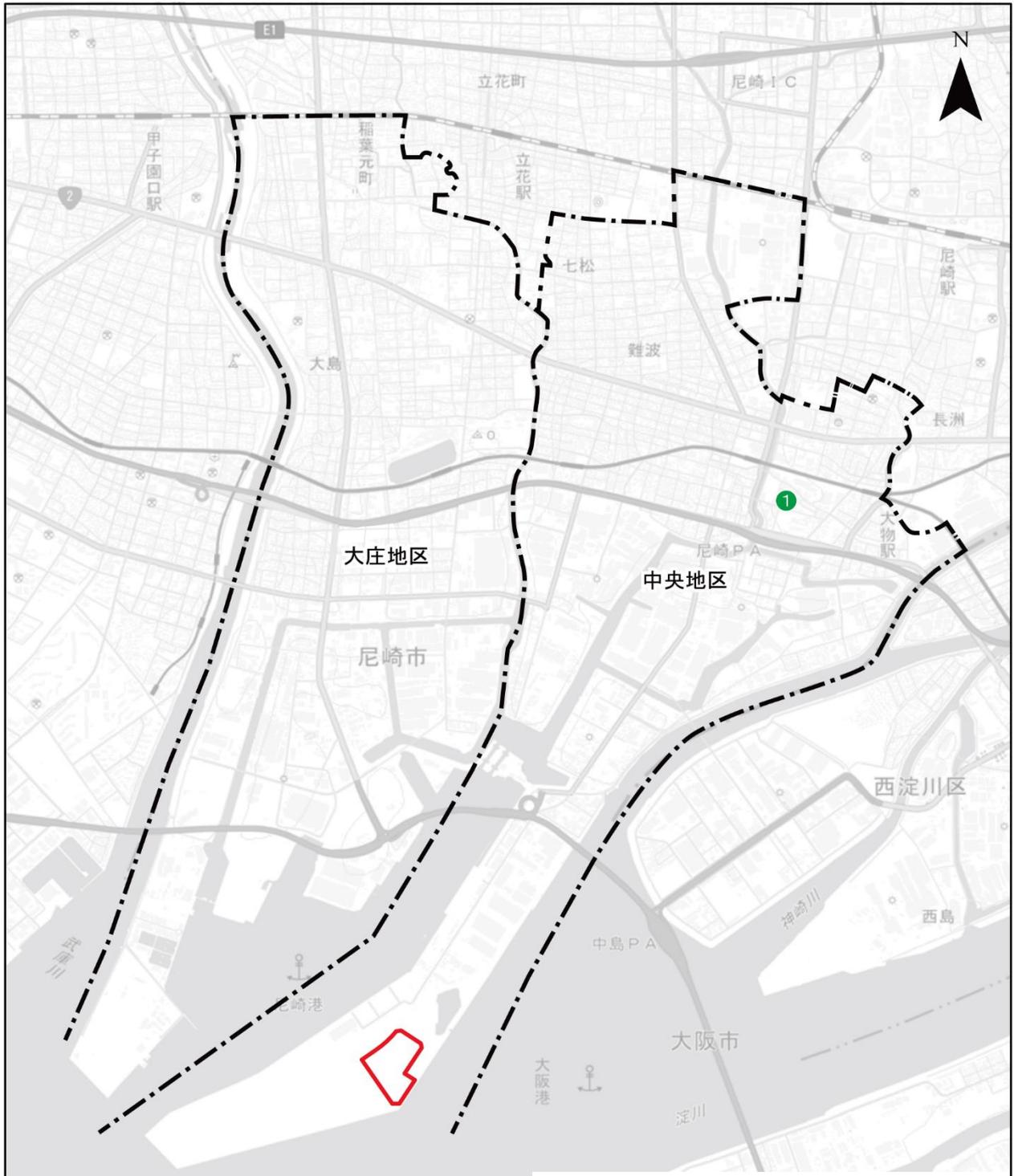
(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.7 に対応している。
2. 環境基準の基準値は、1,000pg-TEQ/g 以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.23 事業計画地の土地利用等履歴

日付	概要
昭和56年6月	広域臨海環境整備センター法が公布
昭和57年1月	センター法に基づき、厚生大臣より「広域処理対象区域」（近畿2府4県159市町村）、運輸大臣より「広域処理場整備対象港湾」（大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港）が指定
昭和57年3月	「大阪湾広域臨海環境整備センター」設立
昭和60年12月	基本計画の厚生・運輸両大臣認可（尼崎沖・泉大津沖埋立処分場）
平成2年1月	尼崎沖処分場廃棄物受入開始、尼崎基地廃棄物受入開始

出典：「計画の背景と経緯」（大阪湾広域臨海環境整備センター Web サイト）より作成



出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」
 （令和4年3月、尼崎市経済環境局）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
 を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【土壌（ダイオキシン類）】
	 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	● ダイオキシン類測定地点（No.1）

（注）図中の数字は、表3.3.22に対応している。

図 3.3.7 土壌中ダイオキシン類測定地点

3.3.7 廃棄物及び資源循環

(1) 一般廃棄物

尼崎市における一般廃棄物排出量は、表 3.3.24 に示すとおりである。令和 2 年度のごみ総排出量は約 149 千 t、資源化量は約 14 千 t、リサイクル率は 12.3%となっている。ごみ総排出量は、おおむね横ばいで推移していたが、令和元年度以降前年度比約 3%減で推移している。

表 3.3.24 尼崎市の一般廃棄物排出量の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ごみ総排出量(t)	156,577	155,603	157,734	153,347	148,880
生活系ごみ搬入量(t)	95,396	95,689	97,337	96,439	97,413
事業系ごみ搬入量(t)	53,265	52,829	53,743	51,425	46,621
集団回収量(t)	7,916	7,085	6,654	5,483	4,846
資源化量(t)	13,227	14,030	14,286	13,638	13,689
リサイクル率 (%)	13.65	14.12	13.50	12.59	12.34
直接焼却量(t)	127,490	123,164	128,087	126,740	125,003

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28～令和 2 年、環境省）

(2) 産業廃棄物

尼崎市における産業廃棄物排出量及び処理・再生利用量は、表 3.3.25 に示すとおりである。令和元年度の産業廃棄物総排出量は 2,764 千 t であり、このうち 2,484 千 t (89.9%) が中間処理によって減量され、220 千 t (7.9%) が再生利用、残りの 60 千 t (2.2%) が最終処分されている。産業廃棄物総排出量は、おおむね横ばいで推移している。

表 3.3.25 尼崎市の産業廃棄物排出量及び処理・再生利用量の経年変化（尼崎市）

区分	年度	計（総排出量） （千 t）	減量化量		再生利用量		最終処分量	
			（千 t）	（%）	（千 t）	（%）	（千 t）	（%）
	平成 27 年度	2,705	2,425	89.7	193	7.1	87	3.2
	平成 28 年度	2,880	2,512	87.2	308	10.7	60	2.1
	平成 29 年度	2,722	2,471	90.8	196	7.2	55	2.0
	平成 30 年度	2,734	2,468	90.3	213	7.8	53	1.9
	令和元年度	2,764	2,484	89.9	220	7.9	60	2.2

（注）各年度の値は推計値。

出典：「尼崎の環境－平成 29～令和 2 年度版－」

（平成 30 年 2 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月、令和 3 年 3 月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和 3 年度版－」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

3.3.8 動植物

(1) 動植物

「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）は図3.3.8に示すとおりであり、調査対象区域を含む区画においてニホンザルの分布が確認されている。また、鳥類の集団繁殖地・ねぐら等は確認されておらず、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域等は指定されていない。武庫川においては、調査対象区域内外の計6地点において魚類調査が実施されており、表3.3.26に示すとおり38種が確認されている。

また、「環境影響評価書（阪神間都市計画ごみ焼却場尼崎市立クリーンセンター第2工場）」（平成12年8月、尼崎市）における、調査対象区域の近傍海域における水生生物の調査の結果、表3.3.27に示す種類数が確認されたが、自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。

表 3.3.27 調査対象区域の近傍海域における水生生物の確認種類数

（単位：種類数）

	秋季	冬季	春季	夏季
植物プランクトン	23	21	27	33
動物プランクトン	21	24	20	23
魚卵	1	0	1	0
稚仔	3	1	0	3
底生動物	10	20	32	1
潮間帯生物（動物）	27	22	21	20
潮間帯生物（植物）	4	7	2	1

(2) 植生分布

調査対象区域の植生分布の概況は、図3.3.9に示すとおりである。調査対象区域は大部分が工場地帯及び市街地であり、事業計画地及びその周辺は造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。

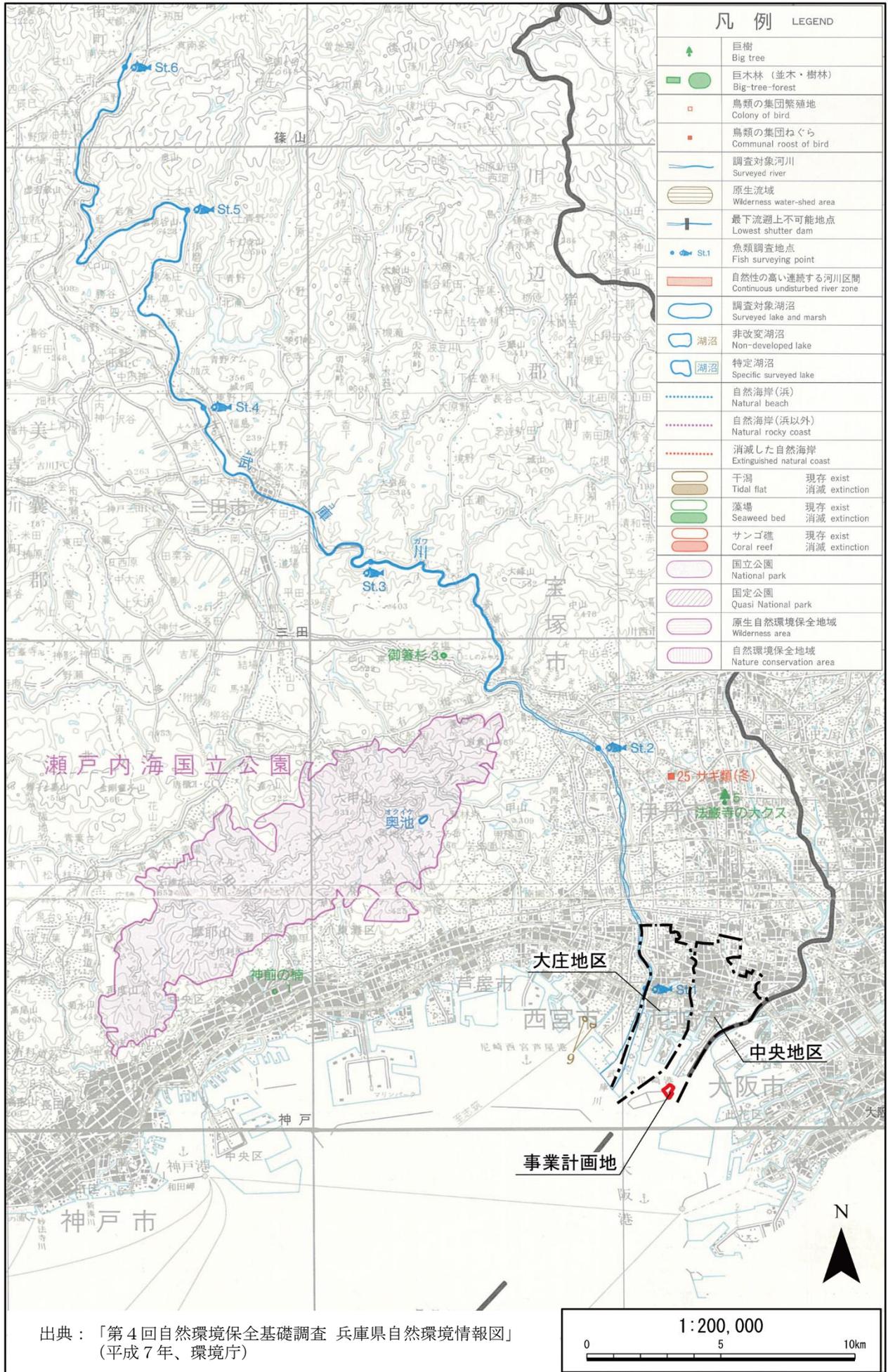


図 3.3.8(1) 第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図

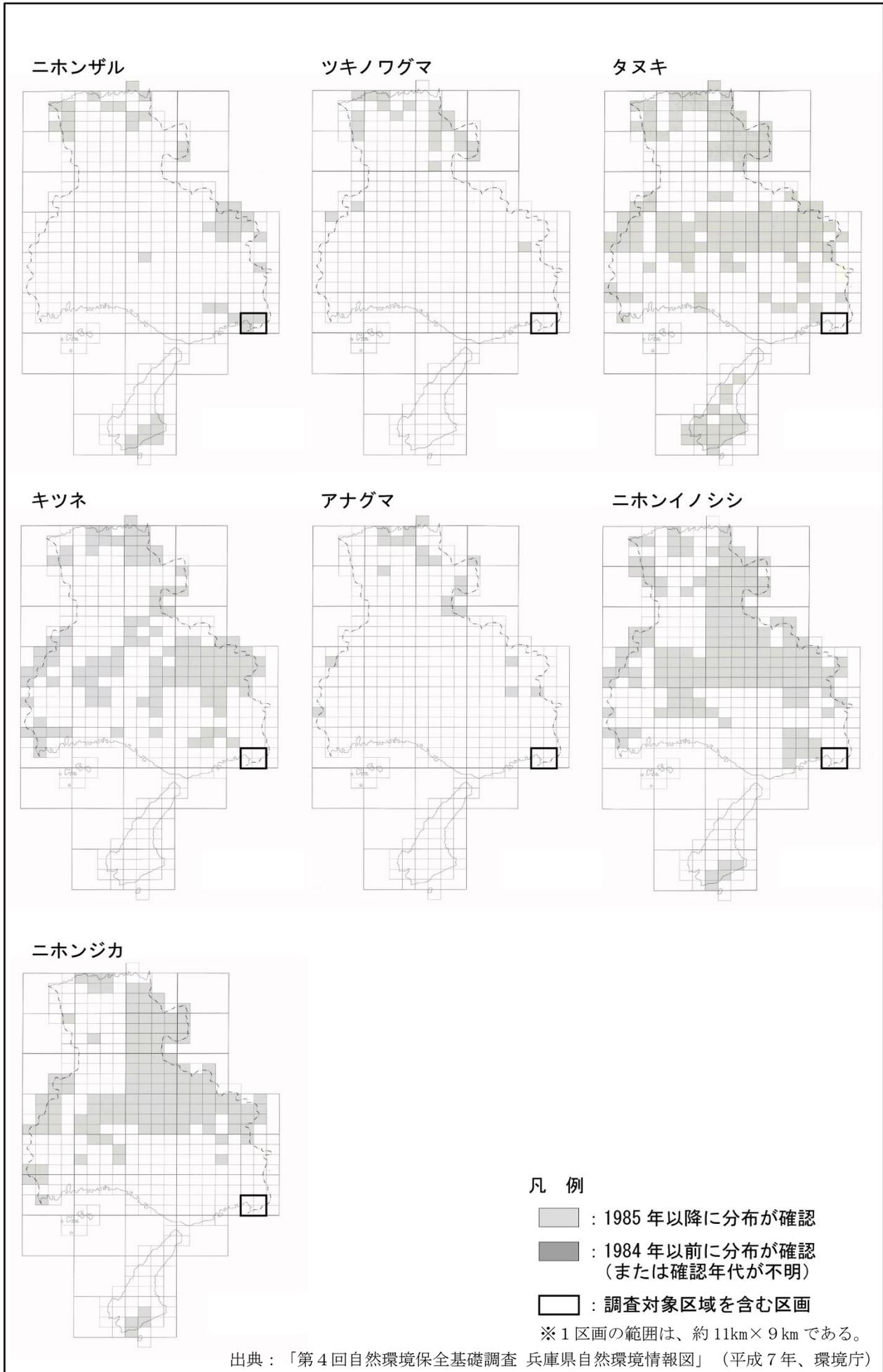
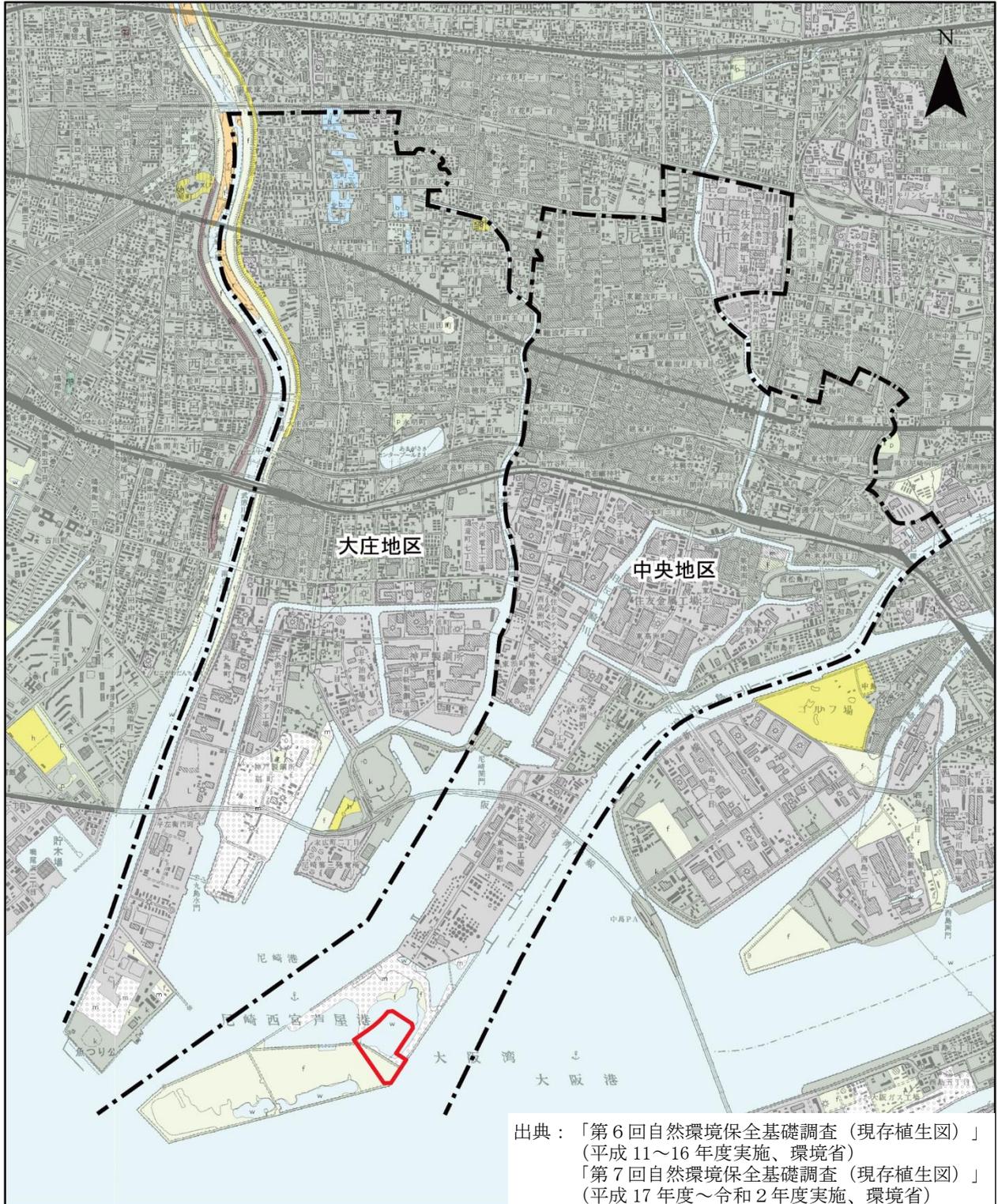


図 3.3.8(2) 第 4 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図 (動物分布図)

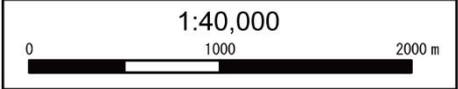
表 3.3.26 武庫川魚類調査結果

河川・湖沼名 魚種名	河川・湖沼名				河川・湖沼名 魚種名	河川・湖沼名			
	千種川	市川	武庫川	夢前川		千種川	市川	武庫川	夢前川
スナヤツメ	○	○			トビハゼ	○			
コノシロ	○	○	○	○	ビリンコ	○	○		○
サッパ				○	ウキゴリ		○		
ニジマス (スチールヘッド)	○	○	○		マハゼ	○	○	○	○
アマゴ	○	○		○	チチブ	○	○		
アユ	○	○	○	○	ヒメハゼ	○			
ワカサギ		○			ウロハゼ	○			
コイ類	○	○	○	○	アベハゼ		○		○
ムギツク	○	○	○	○	ゴクラクハゼ	○			
タモロコ	○	○	○	○	ヨシノボリ			○	
イトモロコ	○	○	○	○	カワヨシノボリ	○	○	○	○
スゴモロコ		○	○		ドンコ	○		○	○
ニゴイ	○	○	○	○	シマヨシノボリ	○			○
ズナガニゴイ	○		○		シモフリシマハゼ	○			
ヒガイ			○		ヌマチチブ	○			○
カマツカ	○	○	○	○	ヒモハゼ	○			
モツゴ		○	○	○	エドハゼ	○			
ウグイ	○	○			チクゼンハゼ	○			
タカハヤ	○	○		○	キセルハゼ	○			
ハス		○			クロソイ	○			
オイカワ	○	○	○	○	カジカ類		○		○
カワムツ	○	○	○	○	ブラックバス (オオクチバス)	○	○	○	○
キンブナ	○	○	○	○	ブルーギル	○	○	○	
ゲンゴロウブナ	○	○	○		アカザ	○		○	○
ヤリタナゴ	○			○					
アブラボテ	○		○	○					
カネヒラ			○						
シロヒレタビラ			○						
タイリクバラタナゴ	○	○	○						
ドジョウ類		○							
スジシマドジョウ	○	○	○	○					
シマドジョウ類	○	○	○	○					
ナマズ類	○		○	○					
ギギ	○	○	○	○					
ウナギ	○	○	○	○					
サヨリ類		○							
メダカ	○	○	○	○					
トウゴロウイワシ	○								
ボラ類		○	○	○					
メナダ	○	○	○	○					
セスジボラ	○	○	○	○					
カムルチー	○	○							
ヒイラギ			○						
スズキ	○	○	○	○					
オヤニラミ		○		○					
シマイサキ	○		○						
コトヒキ	○	○							
クロダイ		○		○					
キチヌ				○					
トサカギンボ	○								
ミミズハゼ	○	○		○					

出典：「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡例	事業計画地	【植生】	市街地
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	93 クロマツ植林	i 緑の多い住宅地
		95 その他植林	p 残存・植栽樹群を持った公園、墓地用
		98 クスノキ植林	L 工場地帯
		h ゴルフ場・芝地	造成地
		g 牧草地	w 開放水域
		f 路傍・空地雑草群落	r 自然裸地
		b 水田雑草群落	

図 3.3.9 調査対象区域における植生分布の概況

3.3.9 地球温暖化

(1) 尼崎市における温室効果ガスの排出状況

尼崎市における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素）は、表 3.3.28 に示すとおりである。尼崎市から排出される温室効果ガスの約 99%を占める二酸化炭素について、令和 2 年度（速報値）の排出量は 2,494kt-CO₂であり、基準年度（平成 25 年度）の 3,502kt-CO₂から 28.8%減少している。二酸化炭素の部門別に見ると、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門では基準年と比較して排出量が減少しているが、その他（廃棄物分野等）では排出量が増加している。

表 3.3.28 尼崎市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素）

区 分	基準年度（平成 25 年度）		令和 2 年度（速報値）		平成 25 年度比 (%)
	排出量 (kt-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (kt-CO ₂)	割合 (%)	
産業部門	1,825	52.1	1,154	46.3	-36.8
業務その他部門	607	17.3	377	15.1	-37.8
家庭部門	605	17.3	522	20.9	-13.8
運輸部門	408	11.7	380	15.2	-6.9
その他(廃棄物分野等)	57	1.6	61	2.5	7.6
合 計	3,502	100.0	2,494	100.0	-28.8

- (注) 1. 各値は四捨五入をして記載しているため、合計値が一致しない場合がある。
 2. 各年の各項目の割合 (%) は、二酸化炭素合計排出量に対する各部門の排出量の比率である。
 3. 区分の定義は以下に示すとおりである。
 産 業 部 門：製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
 発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出
 業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
 家 庭 部 門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
 運 輸 部 門：自動車・鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
 その他(廃棄物分野等)：一般廃棄物の焼却処分に伴う排出等
 4. 「市内温室効果ガス排出量推計結果 報告書」では二酸化炭素のみを対象に推計を行うこととされている。

出典：「市内温室効果ガス排出量推計結果 報告書」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

(2) 尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標

尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標は、表 3.3.29 に示すとおりである。平成 31 年 3 月に策定された「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年 3 月（令和 4 年 3 月一部改訂）、尼崎市）によると、「令和 12 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 50%以上削減」の目標を掲げている。

表 3.3.29 尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標

区 分	基準年度 (平成 25 年度 (2013 年度))	目標年度 削減目標 (令和 12 年度 (2030 年度))	
	排出量 (kt-CO ₂)	排出量 (kt-CO ₂)	削減率 (%)
産業部門	1,825	923	49.4
業務その他部門	607	304	49.9
家庭部門	605	234	61.4
運輸部門	408	250	38.8
その他（廃棄物分野等）	57	26	53.9
合 計	3,502	1,737	50.4

(注) 1. 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

2. 区分の定義は以下に示すとおりである。

産 業 部 門：製造業、建設業・鉱業、農林水産業に関する工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出

発電所や熱供給事業所における自家消費分及び送配電ロスなどに伴う排出

業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出

家 庭 部 門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

運 輸 部 門：自動車・鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

その他(廃棄物分野等)：一般廃棄物の焼却処分に伴う排出など

出典：「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年 3 月（令和 4 年 3 月一部改訂）、尼崎市）

3.3.10 人と自然との触れ合い活動の場

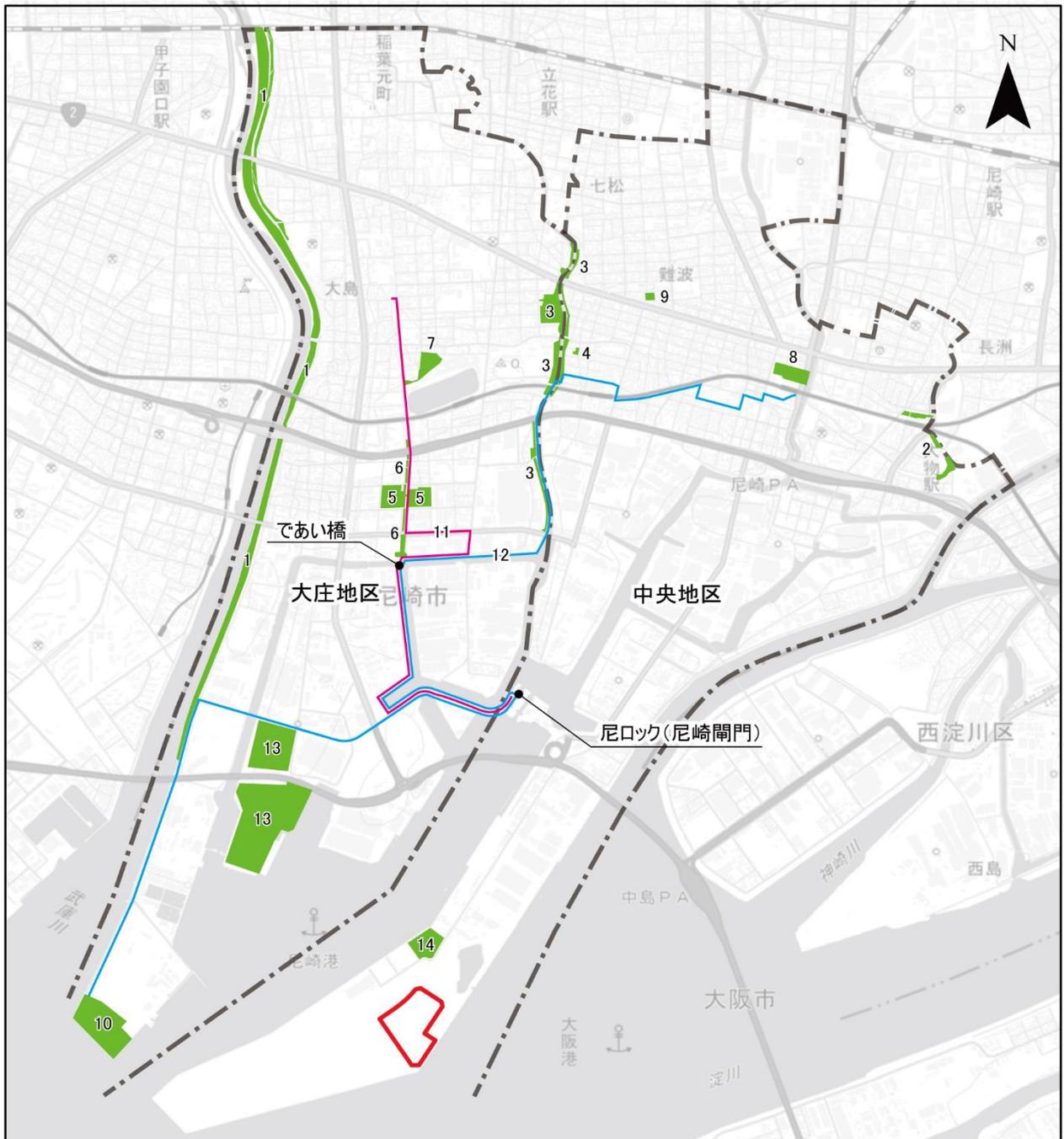
調査対象区域における人と自然との触れ合い活動の場の状況は表 3.3.30 に、人と自然との触れ合い活動の場の位置は図 3.3.10 に示すとおりである。調査対象区域には、桜並木を散策できる「武庫川河川緑地、大物川緑地・北浜公園、蓬川緑地・蓬川公園、祇園橋緑地・北堀運河緑地」、元民家の庭を日本庭園風にした公園「宮内公園」がある。また、元浜緑地、祇園橋緑地等を通り、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」、阪神尼崎駅から寺町、蓬川緑地、であい橋、尼ロック（尼崎閘門）、尼崎スポーツの森、尼崎市立魚釣り公園など、尼崎の名所をめぐるサイクリングロードとして整備されている全長約 11 kmのサイクリングコース「尼っ子リンリンロード」等が整備されている。

表 3.3.30 調査対象区域における人と自然との触れ合い活動の場の状況

No.	名 称	状 況	出 典
1	武庫川河川敷緑地	緑地・桜並木（約 2,000 本）	②③
2	大物川緑地・北浜公園	緑地・桜並木（約 300 本）	②③
3	蓬川緑地・蓬川公園	緑地・桜並木（約 1,000 本） バラ園（約 30 種約 640 本）	②③
4	宮内公園（日本庭園）	しだれ梅（約 15 本）	②③
5	元浜緑地	アジサイ（約 17 種 1,000 株）	①②③
6	祇園橋緑地・北堀運河緑地	緑地・桜並木（約 150 本）	②③
7	水明公園	バラ園（約 60 種 2,900 本）	②③
8	中央公園	立体遊歩道、四季折々の花	③
9	梅ノ木公園	梅林（白梅・紅梅約 40 本）	②③
10	魚釣り公園	多目的広場（海釣り）	①③
11	人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり	ウォーキングコース	④
12	尼っこリンリンロード	サイクリングロード	④
13	兵庫県立尼崎の森中央緑地	多目的広場（大芝生広場）	⑤
14	尼崎のびのび公園	六甲の山並みを背景に臨海部を眺望できる公園	⑥

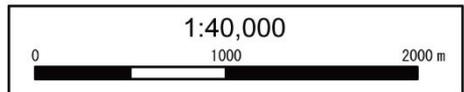
（注）表中のNo.は、図 3.3.9 に対応している。

- 出典：①「学び・文化・スポーツ／公園・自然林・レクリエーション施設」（尼崎市 Web サイト）
 ②「学び・文化・スポーツ／花と緑に親しむ」（尼崎市 Web サイト）
 ③「施設／まなぶ・レジャー／公園」（尼崎市 Web サイト）
 ④「学び・文化・スポーツ／尼崎で観光／歩いてめぐり・自転車でめぐり」（尼崎市 Web サイト）
 ⑤「兵庫県立尼崎の森中央公園」
 （兵庫県立尼崎の森中央公園 HP：<https://www.hyogo-park.or.jp/amagasaki/>）
 ⑥「尼崎のびのび公園」
 （大阪湾環境保全協議会 HP：<https://www.osaka-wan.jp/202/photospot/hyogo/amagasaki3>）



出典：「学び・文化・スポーツ／公園・自然林・レクリエーション施設」（尼崎市 Web サイト）
「学び・文化・スポーツ／花と緑に親しむ」（尼崎市 Web サイト）
「施設／まなぶ・レジャー／公園」（尼崎市 Web サイト）
「学び・文化・スポーツ／尼崎で観光／歩いてめぐる・自転車でめぐる」（尼崎市 Web サイト）
「兵庫県立尼崎の森中央公園」
（兵庫県立尼崎の森中央公園 HP：<https://www.hyogo-park.or.jp/amagasaki/>）
「尼崎のびのび公園」
（大阪湾環境保全協議会 HP：<https://www.osaka-wan.jp/202/photospot/hyogo/amagasaki3>）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡例	 事業計画地	【人と自然との触れ合いの場】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 公園、緑地等 (No. 1～10、No.13～14)
		 ウォーキングコース (No.11)
		 サイクリングロード (No.12)
		(注) 図中の数字は、表3.3.29に対応している。

図 3.3.10 人と自然との触れ合い活動の場の位置

3.3.11 景 観

尼崎市域は、「尼崎市都市美形成計画」（2011年、尼崎市）において、図3.3.11に示すとおり都市美形成計画が定められている。事業計画地は、工業専用地域に指定されており、「尼崎市都市美形成条例」（昭和59年条例第41号（最終改正：令和2年条例第50号））別表第5項に該当する。また、用途地域による景観類型は臨海部工業景観であり、都市美誘導基準が建築物については建築物の配置形態、建築物の意匠、外構、工作物については意匠、色彩について定められているが、本事業は臨海部工業景観で届出の対象となる建築物・工作物を設置するものではないことから、該当しない¹⁾。

3.3.12 その他

令和2年度の尼崎市における公害苦情件数は、表3.3.31に示すとおりである。典型7公害に係る苦情のうち、騒音に係る苦情件数が最も多く119件、次いで大気汚染に係る苦情件数が57件、悪臭に係る苦情件数が29件となっている。

表 3.3.31 公害苦情件数（令和2年度）

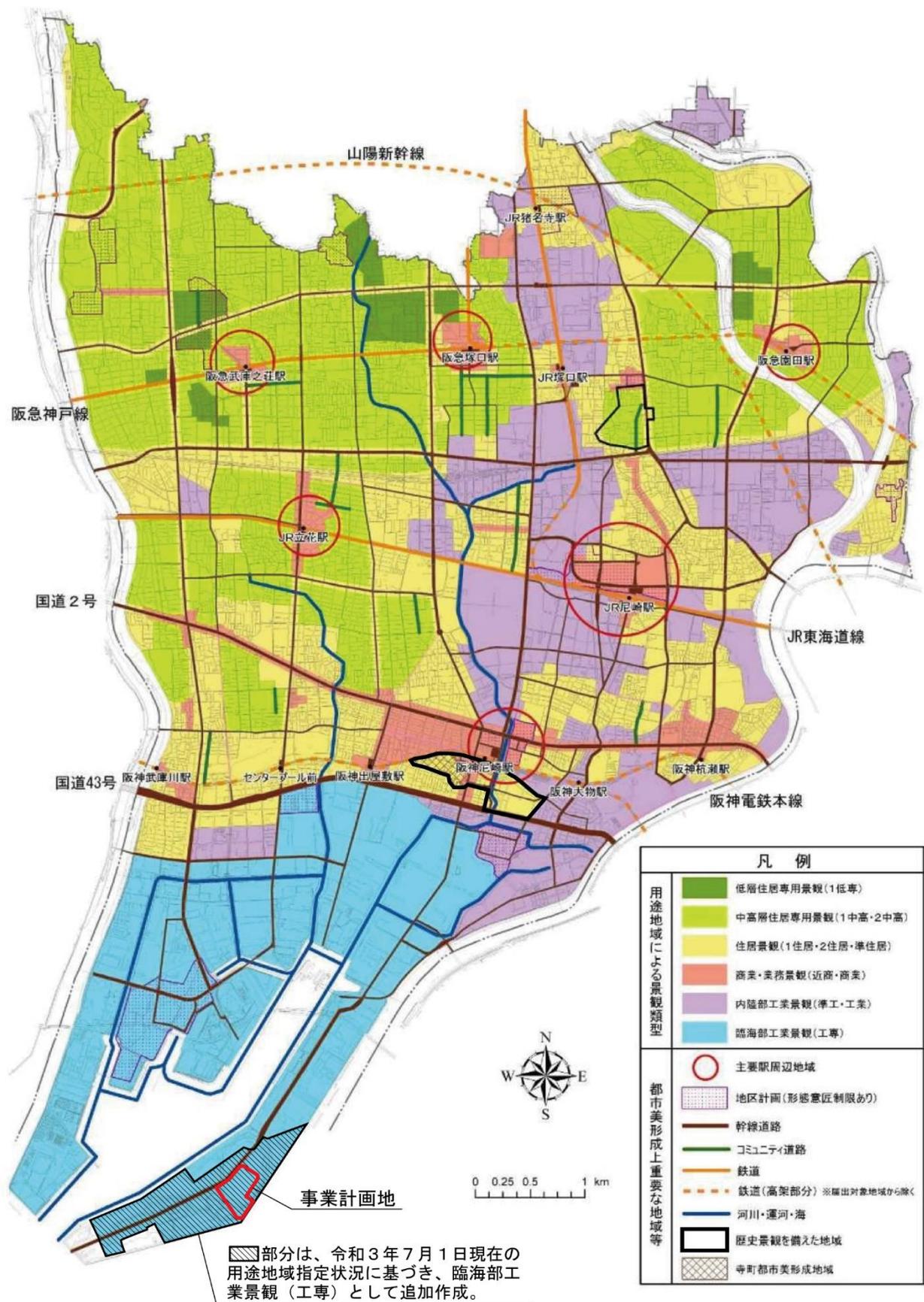
（単位：件）

市	典型7公害								典型7 公害以外 の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
尼崎市	57	23	0	119	13	0	29	241	0	241

（注）典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

出典：「環境白書 ―令和3年度版― 資料編」（兵庫県 Web サイト）

（注）1. 「尼崎市都市美形成計画」（2011年、尼崎市）において、臨海部工業景観で届出の対象となる建築物・工作物の規模は、建築物が高さ18m以上・建築面積2,000m²以上・敷地が幹線道路等に接する長さ50m以上、工作物が高さ6mを超え、かつ、地上からの高さ30m以上と定められている。



出典：「尼崎市都市美形成計画 ～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」(2011年、尼崎市)

図 3.3.11 都市美形成計画

